

カンボジア国
プノンペンーバベット高規格幹線道路整備事業
(協力準備調査 (有償))
スコーピング案

日時 平成 28 年 2 月 26 日 (金) 14 : 00 ~ 17 : 14

場所 JICA 本部 111 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
／ 社会福祉法人 共働学舎 顧問
松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問
／ 法政大学 国際文化学部 准教授
柳 憲一郎 明治大学 法科大学院 教授・環境法センター長

JICA

<事業主管部>

齋藤 克義 東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 課長
宮崎 清隆 東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 企画役
大森 駿 東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課

<事務局>

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長
中島 絵理 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

櫻井 裁之 株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル
山下 晃 環境社会基盤コンサルタント 株式会社
渡辺 幹治 株式会社 ソーワコンサルタント

午後2時00分開会

○渡辺（JICA） 時間になりましたので、本日のワーキンググループを開催したいと思います。

本日はカンボジア国プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業の協力準備調査、円借款案件を想定しておりますけれども、そのスコーピング案のワーキンググループです。冒頭諸注意事項ですけれども、まず1点目、本日の会議は全て逐語での公開となりますので、特にオブザーバーでご参加いただいているコンサルタントの方は、ご発言の際には、冒頭に所属と氏名をおっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。

2点目が、本日の主査をお決めいただきたいと思います。ご参考までにこれまでの主査回数ということで、作本委員、谷本委員が5回、松本委員が4.5回、柳委員が0.5回となっております。

本件は、来週金曜日の全体会で助言の確定をお願いしたいというのがJICA側の意向でありますので、当日のご出席も含めて主査のご検討をお願いしたいと思います。

○柳委員 それでは、じゃ、私がやりましょうか。0.5回というのはいかにもあれなんですけれども、多分欠席していることが多いので、そもそも担当できないということがありますから。

○渡辺（JICA） お願いしてよろしいですか。

○柳主査 はい。

それでは、早速始めたいと思います。カンボジア国プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業の準備調査ですけれども、各委員からコメント等が出ていますので、それに従いまして、順次、順番に追っていきたいと思います。

それでは、全体事項のところですが、まず1番のところが谷本委員です。

○谷本委員 これは、ここにコメントをしておきましたけれども、ぜひドラフトファイナルレポートに書いてください。今このルートは非常に着目を浴びているということですのでよろしくお願いします。これで結構です。

○柳主査 じゃ、続いて作本委員、2番目のところです。

○作本委員 この2番で、カンボジア国側でこのルートをCに特定したと首相が言っている。そういうことがいいのか悪いのか、私も悩んだんでありますけれども、やはり自主的に、自分の自助努力でこういうルート選定をだんだん行うようになってきたということでは、やはり進展してきたというか、褒めていい、喜んでいいことではないかというようなことで考えました。

それと、あと内容的には丁寧なご回答をいただきました。

ただ心配なのは、カンボジア政府が決めたらこれで終わり、もう微修正さえも受け入れないのかという頑固な姿勢なのかどうか、やっぱり不安でしたんで、そこについては、微修正さえも断るといふ姿勢ではないということでお話を聞いたのが②番です。

③番についても、これは首相決定というその位置づけが、彼らのアセス法とか環境保

護法の中に書かれておりましたので、その脈絡をちょっと聞いたということで、ご丁寧な回答をいただきありがとうございます。

特に質問はありません。

○柳主査 それでは3番目、私ですが、これは施工計画の一環として今後行うということですので、ドラフトファイナルレポートに記載されるということで、これは結構です。

それでは4番目、谷本委員。

○谷本委員 ぜひ、やはりせっかく道路をつくっていくということで気になるのが、やはり自然保護区とかそういうのはどうなっているんでしょうかということ、そういう疑問があると思います。ですから、ぜひ図なんかに示していただいて、それで明確にしてください、お願いします。結構です。

○柳主査 5番目も続いて谷本委員。

○谷本委員 これは、図を見ていてラムサールサイト、条約の位置が残っていたものですからこういう質問をさせていただきました。ないということにならないで、これは結構です。

○柳主査 続いて6番目、作本委員。

○作本委員 いただいた資料の中に需要予測のことが触れられていなかったんですが、前半についてはもうその作業をやったということなんで、できれば簡単なご紹介でも資料の中に入れていただけたらありがたいなという、願望ではありますけれども、ことを感じました。

あと、この次の7番のほうに行ってもいいですか。

○柳主査 はい、続いてどうぞ。

○作本委員 7番につきましては、特に道路構造にかかわることということで、私どもの助言委員会には、そういう言い方は変ですけども理工系の、いわゆる構造物に関するそういう知識を持ち合わせていない人がやっぱり多いんじゃないかという気がするんです。

そういう意味では、いただいた資料が構造に関する代替案比較というか、比較評価をされた資料がありますけれども、こちらのほうについて簡単にでもご紹介、枠組みだけでも教えていただけるとありがたいんですが、お願いしてもよろしいでしょうか、表5.1-1という配布資料です。

○柳主査 それでは、JICAの事務局か調査団のほうで回答いただけますでしょうか。

○作本委員 今日お配りいただいたこの資料です。

○齋藤 ご質問の趣旨としては、専門的な見地から説明するのがよろしいでしょうか。

○作本委員 そうですよ、あまり難しいことは、私にはよくわからないんですけども。

○宮崎 これは、それぞれの特徴みたいな話をさせていただくと。

○作本委員 大まかで、どこどこに着目すればいいのかという。私どもとは全く違う

ところで、やっぱり重要な部分を議論されているかと思えますので、教えていただければ手助けになるという。

○櫻井氏 それでは、調査団長の櫻井でございますが、簡単にご説明申し上げます。

今日お配りした、相対比較を書けということでしたので、評価をゼロについても書けということでしたので、「○、×」というような形で評価させていただきました。

まず、各代替案の中で、特に高い盛土と低い盛土と高架案というのが、通常の道路の構造としては考えられます。

高い盛土というのは、例えば日本の東名高速道路というようなものを見ていただきますと、下に交差する道路が通れるようにいたします。これは下に高さ5m程度の空間を通常確保する必要がありますので、路面の高さが地表面から6m程度、あるいはそれ以上になります。

低い盛土というのは、逆に交差する道路を上に通してしまおうという考え方でございます。これは、事前説明資料の中に簡単な漫画を入れてきましたけれども、ここには入っておりません、事前説明資料に代替案の形をお示ししておりますけれども、この低盛土というのは、その一帯が平坦地で近くに山がないものですから、土をとるのが非常に大変だということで、盛土量を何とか減らしたい、土量を減らしたいという考え方が基礎にございます。

これに似たような状況の日本における高速道路としては、東北道の浦和から宇都宮ぐらゐまでの間、もうちょっと南ぐらゐまでの間が、やはり関東平野の真ん中を走ることによって、これは昭和47年に開通したんですけれども、当時、土がとれないということで、高さが2m～3mぐらゐの低盛土構造を採用しております。

3番の高架というのは、特に下に水を、湿地帯を通る場合とか、あるいは市街地のそばで、将来盛土がありますと高速道路を横断して向こう側に行くのが大変になってしまいますので、後で道路をつくる場合に非常につくりにくいということを考えると、いわゆる地域分断にやや悪影響があるということで、高架橋にしておけば向こうも見えますし、どこでも道路を通すことができるという考え方で、都市の近郊などにも採用されません。

したがって、日本で言いますと首都高はほとんどが高架構造。それから、同じように都市間の高速道路でも、大都市に近いところではこういう構造をとっております。

しからは、それをどのようにこのプノンペン-バベットで採用していくかということですが、まず採用するに当たって、今申し上げたような、この各々の長短を大ざっぱに比較して、全部これで作るとするとどういう問題ができるんだらうかというふうに考えて比較をいたしました。

結論としては、委員のほうからご指摘ありましたように、最終的に取り上げた案が、現実的にはこの案しかなくなってくるわけですけれども、やはり極端というか、全ての考え得る案を代替案として取り上げてみたらどうなるかなというふうに書いて評価し

たものがこれでございます。

これに対して、あとつからない場合はどうなんだ、相対的にどうなるかということで、今日お配りした一番左のところに「×、○」などをつけましたけれども、当然のことですが、つからない場合は高速道路ができないということで、いろんな問題が解決されないという意味では、「×」になろうかなというふうに思います。

ただ、工事費はかからない、用地取得も必要ない、いろんな自然環境への影響もないということと言うと、これが一番望ましいわけですが、本来高速道路をつくろうとする目的である問題解決、それができないという意味では、各々が全て「×」かなというふうに考えて、こういうような評価とさせていただきます。

簡単でございますが。

○作本委員 ありがとうございます。突然ですみませんでした、助かりました。

○柳主査 それでは8番目、谷本委員どうぞ。

○谷本委員 これは一律にということじゃなくて、きちんとそれぞれの調査項目に応じてということで、その旨をぜひレポートのほうに書いてください、それが必要だと思います。結構です。

○柳主査 それでは、代替案の検討のところ、9番目、谷本委員。

○谷本委員 代替案の検討が二つ、構造関係と、あと土地収用というんですか、住民移転等の話だったんですが、やはり気になったのが、橋梁をどうするのかというふうなことで、今回は事前説明資料にはないと、書きませんでしたということですが、ぜひ橋梁関係の代替案も書いていただきたいと思います。これはコメントに残したいと思いますが、ぜひお願いをします。結構です。

○柳主査 10番目、村山委員ですが、本日は欠席されていますので。村山委員は、「5.代替案」の箇所では、3ページ目の図2.2-1に示された三つの代替ルートのうち、ルートCが選択された根拠についても、他のルート案と比較可能な形で記載することということで、回答のほうに、ルートCについて代替案を記載しましたということですね。それで本日配られた表5.1-1と、先ほど調査団からも説明があったものについて報告があったということで、これはこれでよろしいでしょうか。

続いて11、同じく村山委員ですが、表5.1-1「道路構造に関する代替案の比較と評価」では、ゼロオプションについても他と同様に相対比較をすることということで、これも先ほどの表5.1-1でゼロオプションについても記載されたということですね。

それから12ですね、これは私ですが、12、13と合わせてやりますけれども、基本的にはアスファルトコンクリートということで、僕もあまり構造力学についてよく知っているわけじゃないので、コンクリートとアスファルトコンクリートがどう違うのかということで、一般的にアスファルトコンクリートのことを「アスファルト」と呼んでいるんですよね。だから、それである程度強度が保てるということであれば、それはそれでよろしいかなというふうには思います。

それでは14ということで、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 これは先ほど、今日配っていただいた代替案の比較の、添付1ですか、説明いただいて。私は事前配付の資料を読んでいて、やはりそれぞれ構造物、構造ですね、これだけで単独でというんですか、これは一つの構成要素じゃないかと思って、それで代替案にするということをちょっと疑問に思いました。

ファイナルレポートではもう少し書き方を、変えていただいて、構造物のほうの代替案は、私は必要ないんじゃないかと。それぞれ組み合わせが当然一番自然な姿だと思いますので、橋梁部分は先ほど言いましたけれども、入れるなりして検討していただいたと思います。これはこれで、回答はこれで了解をいたしました。結構です。

○柳主査 それでは、続いて15番、作本委員。

○作本委員 これも既に2番で質問した内容とダブってしまっていて、住民からの意見に幾つかかわるところがありまして、このご回答で結構です。

○柳主査 16番、村山委員ですが、表5.1-2「被影響家屋数削減に関する代替案」と表5.1-3「被影響家屋数削減に関する代替案の比較と評価」では、調査前半で決定された路線1を案-0（ゼロオプション）とした上で比較すること。その際、案-0についても、他の案と同様に相対比較することということで、これは回答では、既に代替案検討に含まれているということですが、この点の回答は、具体的にはこの表5.1-3の案1ですかね、5.1-3にゼロオプションで検討しているということで、ゼロオプションのやつはこの5.1-3の模式図だと、どの案がそれに当たるんですか。aなんですか、これは。

○大森 ゼロオプションは、高規格道路を建設しないというものでもともと入れさせていただいております。ここで村山委員からのご指摘では、調査前半で決定されたルートをゼロオプションとして相対比較してくれというようなコメントになっているかと思うんですけれども、この5.1-3の表を見ていただくと、案-aが調査前半で採択されたルート、基本ルートということになっていて、もう既にこの案-aということで、他の案との相対比較が表の中でなされているので、こういった形でご回答させていただいたということになります。

○柳主査 なるほど。その記述振りがちょっとわかりにくいということですよ、それがわからなかったということですから。

○大森 そうですね。

○柳主査 わかりました。

それでは17、谷本委員。

○谷本委員 17番は、いただいた文章では、代替案のこの比較で最後のところ、これが案-cと案-dですか、わからなかったんで、これもわかるように記入をしてください。高速化しないというんですか、拡幅だけなんですということですね、これもお願いをします。

17番は結構です。

○柳主査 それでは、次にスコーピングマトリクスに移ります。

18番、谷本委員。

○谷本委員 これは言葉の追及をするようなことを書きましたけれども、同じ用語ですということであれば、これは統一をしてください。結構です。

○柳主査 続いて21番までお願いいたします。

○谷本委員 まずは、水質関係は廃棄物のところ、後段ですけれども。前段のところは、橋梁の関係は、後ほど底質とかその辺のところでも書かれているということで、いわゆる氾濫、それから土壌浸食等で、これは前段はわかりました。

後段のところは、やはり廃棄物関係で、水質汚濁を起こす可能性がある、危険性があるということであれば、見直していただければと思います。これは了解をしました。

20番は、これは可能性の話として、低湿地で軟弱地盤のところ、やはり地盤沈下、盛土にすれば起こす危険性があると思いますので、これはぜひ評価を見直していただいたほうがと。現地調査の結果に基づいてという条件つきですけれども、それでスコアピングの評価を見直していただければと思います。

21番は、橋梁でと思いましたが、メコン川のことですね。先ほど言いましたように、土壌流出が相当あるということで、これは評価はこのままということで了解をしました。

21番まで結構です。

○柳主査 続いて22番を作本委員。

○作本委員 やはりこれも橋をつくるということだったんで、その底質に与える影響があるんじゃないかなということをちょっと考えたんでありますけれども、今ちょっと確認をしたら、水象のほうではこれをCということで、検討の余地を残しておられるということなんで、このご回答で結構です。

ただ、やはり橋の建設に関する影響ですか、生態系もあるでしょうし、特にメコン川はいろんな動物もいることですし、いただいた資料では、そこへの説明が全体的に少なかったような。そういうことで、こういうことを書いてしまったんですけれども、この底質自体についてはDのままで、私は質問を撤回させていただきます。水象がCになっているからという理由であります。

以上です。

○柳主査 いかがでしょうか。

○作本委員 私のほうはこれで、Dのままで結構です。むしろ水象のほうでCということで配付資料ではなっておりますから、そちらのほうで重要ですので。

○柳主査 それでは23番、谷本委員。

○谷本委員 盛土がかなりの部分を占めるんじゃないかと思います。とすれば、その盛土材、あるいは岩、採石ですね、そういうものを、これは現状ではどこか業者さんを考えておられるんですか、カンボジアでも今はそうなんだろうね。とすれば、調査の時点で想定される、予定をされるというんでしょうか、そういう採石サイドの場所を調査

していただいて、状況をよく調べてください。それをレポートにもぜひ書いていただければと思います。

前半で柳委員も質問されていましたが、やはり運ぶ、それから仮置き場とかそういうふうな、やはり問題もあると思いますので、この辺はよろしく願いをします。土壌流出が想定されないということであれば、Cという評価でそれは問題ないと思います。結構です。

○柳主査 それでは24番、作本委員。

○作本委員 24番は、大量にこれからの建設で石やら土やらを運び込んでくると思うんですが、いわゆるサプライチェーンという考え方でしょうか、その材料をとってくるものにおいても、やっぱり環境社会影響を大きくしないというのがもう一般的な考え方ありますんで、土取り場、採石場の候補地が決まった段階でという、このご回答のとおり環境社会配慮を実施していただきたいと考えております。ですから、このご回答に沿った形で残させていただこうかと思っています。ありがとうございます。

○柳主査 それでは25番、松本委員。

○松本委員 多分、これは審査課のほうに聞くのがいいのかと思うんですが、スコーピングマトリクス書き方として、住民移転が供用後はない、それはそうなんですが、ただここに書かれているように、供用後こそ移転住民の生計回復については十分考慮が必要になってくるわけですが、こういう場合のスコーピングマトリクスの書き方なんですが、私の理解では、そういう場合は非自発的住民移転の、その供用時にもAの評価がそのままつくと思ってこういうコメントをしているんで、ここについて見解を教えてくださいませんか。あと、ほかの委員の先生方の認識というのも、ここは確認をしておきたいんですけども。

○渡辺（JICA） 過去の案件を幾つか調べてみたのですが、住民移転については発生時にA-、A-とつけて、供用時はDにしているというのが多かったです。

○松本委員 多かった？

○渡辺（JICA） ほとんどそうでした。

○松本委員 そうなんですか。

○渡辺（JICA） 結論については変わりはないということであり、要はどっちで整理するかということですよ。

○松本委員 つまり、なぜ供用時に貧困層はB-なんですか？

つまり、住民移転は本当に人を移転することだけを見て、移転後の人々へのインパクトがどうかをモニターするのは生計手段であり、雇用であり、貧困層とか、そういうところで見るという理解ですね。

○谷本委員 そうですよ、だと私も理解を今までできて。というか、発生ベースなんですよ。

○松本委員 ただ、やっぱり国際機関の場合、involuntary resettlementといった場合に、

人を動かすことのみを指さないんです。動かなくとも生計手段にインパクトがあれば、やっぱりそれ全体をinvoluntary resettlementの中で見ているので、そこでちょっと気に。

この言葉を非常にJICAはいつも狭く見ていて、どうやら人が動くことしか、この非自発的住民移転で見ない傾向にあるので、これは僕は毎回指摘しているんですけども、国際機関でinvoluntary resettlementを人を動かすことだけに限定するというのは、あまりないんじゃないかと思うんです。

認識は同じだと思うので、実はその書きぶりがやっぱり気になるなというふうに思っていて、ここを入れなければ、やはりその生計手段のところにA-の心配があるし、ほかをこう全体的にA-で見直したくなるんです、供用時。

つまり、この表を見る、このマトリクスを見る限り、じゃ、この850軒とも言われる、さらにそこには農地のみ被害は入っていない中で、その人たちの、この事業後の生計手段の回復がそれほどたやすいことではないという懸念はどこに表現されているんだというところなんです。私は、そこは非自発的住民移転の供用時で書くのがいいかなと思ったんですが、そこについてはどうなんですか。

○渡辺（JICA） 今までは、ここの非自発的住民移転の項目における予測及び評価手法の欄に書いていました。本件では住民移転の生計回復については記載がないのですが、あくまでそのA-、Dというのは、影響が発生したタイミングで切っていたという整理にしていたということであり、その部分を軽視してきたというわけではないです。

○松本委員 私の懸念は、むしろ貧困層であるとか、雇用や生計手段とか、そこで表現をしてくださいということになりますでしょうか。

少なくとも、例えば生計手段について、16番の供用時のご説明を見る限り、住民移転の結果、生計手段の回復が思わしくない可能性については言及されていないんです。つまり、このスコーピングマトリクスには、住民移転について最も懸念する生計手段の回復の、供用時の成否をどこで見るのかということがあらわれていないと思うんです。一括してあらかずならば、国際的に考えれば、これは非自発的住民移転をA-にしておけば、全部入っているねということになるわけですが、もしJICAとしてそこは人が動くということのみを指すのであれば、それは以下の生活にかかわる影響項目全てが、供用時に対しては、少なくとも850軒プラス土地を一部収用される人を含めれば、かなり大規模で生計手段の回復が懸念されるような気がするんですけども。

○渡辺（JICA） そうすると、オプションとしては、国際的整理に揃える形で非自発的住民移転のところをA-、A-とすることが考えられます。

○松本委員 はい、それで評価理由のところの供用時に、移転後あるいは収用後の生計回復がうまくいかない可能性も含めて慎重に影響を見るというふうにしておけば、わざわざほかのところ全部をA-に変えないでもいいのかなというふうに思っております。

ここは書きぶりの問題なので、私も別にこの項目を変えろとかというより、むしろそれが表現されるようなスコーピングマトリクスにしてほしいということです。全然、恐

らく懸念していることや考えていることに隔たりはないと思っていて、それをどういうふうにもスコーピングマトリクスにちゃんと書き残しておくかということだと思いますので。

○作本委員 松本委員の意見は、ほかの項目にも当たるんじゃないですか。というのは、今の非自発的で移転しちゃえば、もう本人は満足じゃないかというのはあり得ないわけですから。例えば貧困の問題だって、少数民族の問題だって、その供用後は全て問題が消えたということはないわけですね。

ただ、今までの問題の整理の仕方としては、その時点において、もう以前の問題は引き継がないというような議論もありましたんで、私も十分整理できていなかったんですけども。今回あわせて、例えば非自発的以外のところでも似たような状況に置かれるようなテーマというのを、これはやっぱり交通整理したほうがいいのかもかもしれませんね。

○渡辺（JICA） この点はまさに審査部の考えということですので、本日は引き取らせていただいて、来週のメール審議の際にJICAとしてこう考えますという形で提示させていただきます。

○松本委員 そうですね、そうしてください。ただ、問題意識は共有されていて、別に想定外の話ではないと思いますので。

○柳主査 今回の議論は25、26共通でよろしいですね。

○松本委員 そうですね。26だけ私はちょっとここに書いて、しかも26は再検討しますというお答えをいただいたんで、やっぱりここは25と26のご回答を拝見して、やはり方針の統一をしたほうがいいかなと思った。

○柳主査 それでは、27番をお願いします、谷本委員。

○谷本委員 これは調査をして、少数民族とか先住民族ですね、いるかいなか、その人たちがやはり影響を受けるかどうか、この辺をよく調査をしていただきたいと思います。

これで結構です。

○柳主査 続いて28番、29番をお願いします。

○谷本委員 28番は、先ほどの松本さんの意見提起がありましたけれども、ここでは橋梁建設に関して、川で仕事をしている人たちがいるんじゃないか、その人たちのことをきちんと書いてほしい。今回のいただいた事前のレポートでは、橋梁関係がもうほとんど書かれていなかったんで、あえてこういうふうなことで、雇用・生計手段のところに加えてくださいとコメントをしました。これはぜひお願いします。

橋梁に関しては、先ほど作本委員も指摘されていたように、生態系の話もあるんですね、そのところもぜひ考えていただいて調査をしてください。

それから、29番は農業用水だけではなくて、私は生活用水もあるんじゃないかと。これは現地のことがわかりません。ぜひ調べていただいて、表流水を使っている、あるいは井戸水を生活用水として利用しているというふうなケースがあるのであれば、この

ところの評価を見直していただきたいと思います。供用時も、やはり影響を受けると思いますので、この辺はよろしく願います。

これで結構です。

○柳主査 それでは30番、松本委員。

○松本委員 コルマタージュ、これはどう考えたらいいですか。ないというふうな印象もあるけれども、あるかもしれなというような感じ。どっちなんですか、これは。

先に、その後の「いずれにしても」からコメントさせていただくと、要するにカルバートにするのはまあいいとしても、でもカルバートも、もちろんどこにつけるかによっては、その土地利用には影響を与えてくるので、ここでは、実はコルマタージュそのものがあるかないかでコメントを考えていたんですけれども、ないと考えていいんですか、それとも一応確認しますという世界ですか。

○山下氏 調査団山下のほうから回答させていただきます。

コルマタージュという単語の定義が、カンボジアのこのメコン川とバサック川の流域から、いわゆるもともと道路がなくて自然堤防としてたまっていたところを直角に切って、特に水路をつけず水を流す。それによって上流のプノンペンの洪水を下げ、かつその肥沃な土砂が後背地に入っていくことで農業にも影響がよく、かつ自然堤防もその砂によってどんどん広がっていくので居住地域が増えるという、すごくいいシステムなんです。ですので、基本的はこの本流沿いにしか、コルマタージュという狭義の定義でいくと、ものは出てこないんです。

今回の区間は、ほぼもうメコンの本流からは離れている区間ですので、もしコルマタージュが数本あるとすれば橋ですね、メコン川を渡る前後に可能性としてはありますので、そこはまず調査をしてみて確認をさせていただきたいという趣旨でございます。

○松本委員 今回は、高い盛土にしているところも、その堤防としての機能は考えているわけではないですよ。そうですね、今回考えていないですね、わかりました。

ある可能性が、メコン川のすぐそばですよ、橋の後ぐらいにある可能性はあります。それ以外の区間については、定義上存在しないということですね、わかりました。

○柳主査 31番です。これは村山委員ですが、6.1-1「スコーピング案結果」の19「既存の社会インフラや社会サービス」のところですが、供用時の評価をB±ということにしているということで、本事業が高架道路の建設を想定しているということで、地域への正の効果は極めて限定的と考えられる。この点を考慮した上で改めて評価を検討するとともに、社会インフラや社会サービスの対象者を明確にした上で今後の調査を進めることというコメントです。

それに対して、対象者を明確にした上で今後の調査を進めますということですので、これはこれでよろしいのでしょうか。

評価自体は変わるんですか、±のところはBになるのでしょうか。この点はいかが、特に触れていないんですけれども。

○大森 この点については、前半のところ、正の効果の部分についても見込まれる可能性があるというふうに記載させていただいているので、現状このまま進めさせていただいて、ご指摘のとおり具体的な対象者を明確にした上で調査をして、ドラフトファイナルのときにしかるべき反映をさせていただければと考えております。

○柳主査 それでは32番、谷本委員。

○谷本委員 これも先ほどの松本委員の問題提起に関連するんです。ですから、土地を収用された、あるいは家屋を失ったという方々と、そうでない方々との間に、やはりコンフリクトじゃないんですけれども、格差というのは出る危険性があるというふうなことで、少し問題提起、私のほうも評価を見直したらいかがですかというふうなことで、こう書かせていただきました。

回答はもっと大きな話として、全体の便益ですよ、道路整備によるというようなことで、対立まではないんじゃないかという回答を得ています。この辺をどう理解したらいいのかというようなことなんで、また考えさせてください。回答はより広い知見での回答だということで、これは了解をしました。結構です。

○柳主査 33、作本委員。

○作本委員 これも、何もこの案件だけじゃないんですけれども、よく聞かせていただいているんですが、やはりこの文化財とか宗教施設、これだけに限って保護の対象に考えるという今のガイドラインの考え方が、やっぱりちょっと狭いんじゃないかなという気がするんです。ここは仏教徒がいるというだけじゃないんですけれども、イスラムでも同じように墓地があったり、お祈りの民間で使っているのもあるんで、やはりそこへの、手厚いとまでは言いませんけれども、何かしらの配慮を、やはり一般的に行うべきではないか、共通して行うべきなんじゃないかなという気がいたします。

ここでは、ご回答は今回の調査で見えますということなんでありがたいと思いますが、私どものガイドライン自体にかかわる問題かなと思って、ちょっと気になりました。

以上です。

○柳主査 それでは34番、谷本委員。

○谷本委員 これは交通量が増えてという、いつもこの、本当に温室効果ガスの総排出量が減るんですかと、こう素人考えで質問をするわけですけれども、効率が上がれば減るというふうなご回答をいただきました。そういうことなんでしょうなということで、ぜひ試算をして入れていただければ、書いていただければと思います。

これはこれで了解をしました。

○柳主査 それでは35番、作本委員。

○作本委員 私もこのあたりを調べていて、アセス法案が今第7次でカンボジアで検討されているということで、かなり先進的なことを、字面だけかもしれないけれども、うたっているんです。まさにほかの国の最先端に行くかのようなアセス法案になっていまして、戦略アセスから始まって、潜在的影響から温暖化から、健康アセスまで全て入

れるような、こんなので実現できるかなという、片方では不安もあるんですけども、この国の一生懸命これをやろうとする、そういうことともかかわりますんで、先ほど谷本委員のお話とも重なりますけれども、こういうところの配慮をできるだけ日本も支援しているということで、ぜひそういうスタンスをJICAさんに続けていただきたいということから書いてあります。

ですから、その一部だけでも記載していただくとか、そういうような形でぜひご努力いただけるとありがたいと思います。

それと、あと質問なんですが、こういう今回の事業には、このEMPとかいうのはなかったんですか。いわゆる環境管理計画ですか。そうすれば、戦略アセスはまだ制度採用されていないにしたって、前の段階でもうちょっとこのメコン川の流域だとか、洪水だとか、そういうことを検討する機会があったんじゃないかなと思うんですけども、この案件に関しては、いわゆるEMP自体はつくられていないんですね。思いつきみたいな質問で申しわけないんですけども。誰に聞いていいかわからないんですけども。

○渡辺（調査団） コンサルタントの渡辺です。EMPは環境アセスメントの中で作成するという。

○作本委員 EMPも、そういうことなんですか。

○渡辺（調査団） ええ、Environment Manage Planですね、あとモニタリングプランと。

○作本委員 流れの頭のほうに先立ってこのEMPをというんじゃなくて、中でEMPを見ると。

○渡辺（調査団） いえ、なくて、EIAの中のところでEMPとモニタリング計画を記載しなさいというのがカンボジアのスタイル。

○作本委員 あと、後で出てくる初期アセスみたいなのが、でも同じ、ごっちゃにした考え方。

○渡辺（調査団） はい。

○作本委員 わかりました、ありがとうございます。

○柳主査 それでは36、これは私ですけども、この質問の意図は、このカンボジア国では女性が農業労働に従事することが多い、要は女性がよく働いているということで、そういう人たちが今度は工事によって仕事が奪われる——農地を所有して、そこから外れてしまう、離農してしまうということになったときに、それは季節的には日本もそうですけども、道路工事に従事するということが多いんです。それは日本はそういう形でしたけれども、多分あちらでも仕事がなければそういうことで、女性が働く場がそういうところであると思うんですけども、そうすると、やっぱり男と女ではちょっと違うので、作業の内容とかいろいろと配慮しなきゃいけないので、そうすると全くDでいいのかどうか。これはジェンダーのほうでも、全くDに両方ともしていますよね。やっぱりそれは女性問題を考えたときに、女性就業者に対する配慮というものをやっておか

なければいけないので、それはそうするとCぐらいになるんじゃないかというふうには考えたんですけども、その点は、特にこちらでは、拡幅労働のことを僕は言っているんじゃないで、代替的に労働しなきゃいけないので、季節的にですね、そのときの議論をしているので、それに対する回答にはなっていないかなと、ちょっと思ったんですけども、その点いかがなんでしょうか。

そういうことで、ジェンダーの25のところをB±にするか、C±にするか、それを検討していただければと思っていますけれども。

○宮崎 承知しました。すみません、趣旨のほうを十分に理解できておりませんで、回答のほうがうまくかみ合っていない感がありました。

○柳主査 それでは37、松本委員どうぞ。松本委員はずっと39までありますので、続いてお願いします。

○松本委員 37はわかりました。写真を見る限りそんな感じなのかもしれませんが、これは漁業についても、特にデータは今のところないんですか？物売りと、ネアックルンのイメージで、こういうふうにベンダーとか市場の話とかというところなんですけど、逆に、ネアックルンと違って、もう少し漁業というようなことが気にはなるんですが、これについては、「調査を行います」と書いてあるので、別に今お答えができなければそれで構わないんですが、今の段階で漁業というのはどうですか。

○櫻井氏 現地を一番見ている私のほうから、櫻井のほうからお答えしますと、今考えられています渡河地点、ジャストポイントのところ、大体100mぐらいの範囲で誤差はあると思うんですけども、その範囲で、多分松本委員は御存じのように、漁業が行われているところは、川岸に船をつないで簡単な家を、浮かぶようなものはありますが、渡河地点に関して言うと、これは見られません。

ただ、人がいないから漁業が行われていないということにはならないので、そういう意味では、やはり調査しないとわからないということでもあります。

○松本委員 中州のあたりはどのような感じなんですか？中州みたいになっていますよね。

○櫻井氏 中州は、むしろ農業かなというふうに見ております。ドローンを飛ばしてみますと畑が見えます。今言ったような典型的な漁民の家は見られません。

○松本委員 そうなんですか、わかりました。いずれにしても、経済活動については調査項目には入るということですね。

○櫻井氏 はい。

○松本委員 わかりました。37番は、そういうことでわかりました。

それから38番ですが、言葉遣いなんですけど、私自身が「高架橋」と書いたんですけど、これは橋と、さっきの3分類ありますよね、高い盛土、低い盛土、高架橋という3分類。「橋」という言葉も使いたいんですけども、ここは橋ではなくて高架橋なんですか。

○櫻井氏 技術的に言った場合に、「橋梁」と呼ばれるものと、「高架橋」と呼ばれるも

のの境目は、実は曖昧な部分がございます。一般的には「高架橋」と呼んでいるのは、下に水がないところです。「橋」と呼んでいるのは、通常水があるところです。ただ、この湿地帯は水があったりなかったりするもので、乾期、一昨年 of 現地を見たときには水が少し、水深が乾期でも30cmか50cmかありましたが、去年はなくなっていました。というところで橋とも言えますし、高架橋とも言えるというところではあります。

○松本委員 一応、橋梁工事という書き方をされているので、ここは橋梁をつくられるのかなとか。

○櫻井氏 基本的には工事は一緒です。ただ、水があるかないかで、多少細かいところで作業計画が変わってくる、作業の手順が変わってくるというようなことになろうかと思えます。

○松本委員 なるほど、わかりました。ただ影響項目としては、逆に言うと、農地を横切る高架橋とは大分違う影響項目が出るという考えでいいですね。

○櫻井氏 確かに。もし漁業のようなことをやっている、あるいは灌漑のように使っているとかがあれば、そういう項目は調査する必要があるかというふうに思えます。

○松本委員 わかりました。じゃ、38番はわかりました。

39番も了解でありますので、39までオーケーです。

○柳主査 40番、これも村山委員です。30ページの表4.3-5「想定される用地取得・住民移転の規模」の特記事項に、「既存の国有地はないので全て用地取得が必要と考えた」という特記事項があるんですが、被影響家屋に住宅以外も含まれている可能性があることから、「スコーピング案結果」、それから「予測および評価手法の基本方針」、「主なベースライン調査対象項目」において、国有地内に学校や公共施設など公的な建設物や工場を初めとする民間の建築物が存在する可能性を考慮して、予測・評価手法並びにベースライン調査の枠組みを設定することというコメントです。

これについては了解されたということですので、これでよろしいのかなと思えます。

それでは41番、環境配慮のほうに移りますが、作本委員お願いします。

○作本委員 IEIAをこの初期調査と呼んでいいのかどうかわかんないんですけども、これがどういう構造というか、構成になっているかということをご説明いただきましてありがとうございます。これで結構です。

じゃ、42番のほうに移ります。

以前、同じ国でこのネアックルンというところの大きな橋なんですけど、これを建設すべきかどうかということで、このJICAでも随分議論になったことはあるかと思えます。やはりそこでの教訓が生かされているかなということはあるんですけど、今回いただいた資料では、この当時のいろいろ議論をかなり参照されているということだったので、とてもありがたいと思えました。

ただ、先ほども出ましたけれども、橋と呼ぶのか、そういうのは呼び方があるんでし

ようけれども、その代替案比較は、先ほど谷本委員からもありましたけれども、そのあたりはぜひ加えていただければ。それは橋じゃないんだと、高架の一部だということだったらまた別でしょうけれども、そのところを整理していただけるとありがたいかなと思います。以上です。

43番のほうに行きますと、特に今異常気象ということで、東南アジアの国々で水が増えていると。今までは伝統的にメコン川が氾濫して、それで土地が肥沃になるというようなことを繰り返していたんでしょうけれども、ここでも交通規制という、43番のご回答の最後に、これも手段を含めながら対応していくよというようなことを書いておられますので、洪水時のことも一応念頭に入れておられるということを理解いたしました。なので特にこのご回答に対して質問はありません。

43番まで終わります。

○柳主査 それでは44番、谷本委員。

○谷本委員 これは先ほどもう回答いただいています。よく調査をして、その内容、結果を書いてくださいということです。

結構です。

○柳主査 45番、作本委員。

○作本委員 私もこのカンボジアでヒ素が出るというのは知らなかったんですが、ただ多くの、中国だとかバングラでこのヒ素の問題が出ていますんで、わからずにこれを質問したところが、やはりヒ素の汚染の問題が起こり得るということなんですけど、ただ、これでこの洪水が、引き際でどのような影響が水田にまで及ぶのかとか、この水がある程度流れが悪くなった場合にどういう影響が起こるのか、起こらないのか、私は何ともわからないんですけども、このあたりは、何かあらかじめヒ素による影響というのは調べることができないんでしょうか。私もこういうことは詳しくないんでわからないんですが、自然にバックグラウンドへ入っているもんですから何ともしようがないのはわかっているんですけども、ヒ素が、この水がたまって流れなくなればどこかに滞留するんじゃないかという、そういう懸念をちょっと持つので、何か方法はないんでしょうかね、こういうのは。技術論の内容で、私は全くわかんないんですけども、JICAさんでそういう経験はないでしょうか。

○櫻井氏 それでは、調査団のほうから。

一般論として、こういう道路を新たに新設する場合の計画でございますけれども、基本的に水の流れを、特に表流水、地表を流れる水、川も含めて、こういうものを大幅に状況を変えるということは絶対に避けなければいけないというのは前提になります。というのは、それが下流のほうでどういう影響が出てくるかわからないものですから、その道路近傍だけではなくて、ですから、基本的に今ある水路などは、全てそれを生かすということが前提になりますし、ましてや流水がたまるような状況をつくるというのは、基本的には避けるように計画をしております。

ですので、その流れている水の中にヒ素がもし仮に含まれていて、それを堰き止めることによって1ヵ所に集中、濃度が高くなるというような事態は、基本的には避ける方向で設計を進めます。

○作本委員 今回のこの道路をつくることによって、特に洪水後ですよ、その水の流れが変わるといふか、変化するということはあるんでしょうね。

○櫻井氏 考えられるのは、メコンの洪水域、ふだんは流れていないですが、大体7月ぐらいから水位が上がってきて、10月ぐらいまで洪水が起きる。そこに高架橋をつくりますと、すき間は多いとは言いながら、橋脚のそばに関して言えば水流が乱れます。これだけはもう避けられませぬので、その影響はあると思いますが、それによって洪水が堰き止められて、水位が上がって洪水がひどくなるとか、そういう事態は経験的には、あまり日本でも含めて経験されていないというところでご勘弁願いたいというふうに土木屋としては考えるわけですが。

○作本委員 私もあまり技術的なことはよくわかんないんですけども、お金がかかっても、この水が流れるという、今のもともとある水の流れを尊重することになれば、高架橋のほうが、できるだけそれを広く用意するということが影響を与えないのかな、ただお金はかかるといったことで堂々めぐりをやったんですが、そのあたり……

○櫻井氏 あと、盛土部分は水を堰き止めることは十分あり得ますが、それも先ほど言いましたように、まず既存で水が流れているところは全て何らかの形で、カルバートと言いまして、下を通るようにして流水に変化がないように。それから、洪水時も一応流量を、5号線なんかもやっておりますけれども、チェックいたしまして、それがあまり大きく変化しないように、ふだんは水が流れていないところにも、実はカルバートをあけようというふうに考えております。

○作本委員 仮に盛土の部分にも、例えば水が流れるような仕組みをつくることは可能なんですか。例えばモーターを置くなんていうことをしないで、何か穴をあけるようなことで。

○櫻井氏 はい、盛土の中に、簡単に言いますとチューブを埋めまして、そこを水が流れるように、二、三百メートル間隔ぐらいでそういうものを埋めて、水が大きく変化しないようにということはいたします。

○作本委員 わかりました、ありがとうございます。

○松本委員 ちなみに、ごめんなさい、ヒ素絡みなんです。ちょっと外れるんですけども、移転地の井戸を掘った場合の、ヒ素のチェックはするんですよ。ここと直接関係していないんですけども、カンボジアはやっぱすごいヒ素の、地図を見る限りメコン流域のあちらこちらにありますけれども、それはあるんですよ。

○山下氏 山下のほうからお答えします。国道1号線を日本の援助でやったときに、やはり移転地をつくって、その議論がございまして、現地にアメリカ系のNGO団体、RDIというところがありまして、そこがいわゆる危なくない水を提供するというので、い

ろんなことをされていたんです。かなりのデータを集めていまして、カンダール州といわれるその州を中心に、今回のエリアも含めて、やはりヒ素汚染はあります。これはやっぱりメコン川の流域の昔の土砂堆積に基づいていますので、現在の地表がその汚染源ということではなくて、やっぱりいろんな井戸を掘って調べてみたところ、ここは30mと書きましたけれども、もののウェブサイト、アジアヒ素ネットワークとかを見ますと、15mより深いところで、その後数十メートルの間が、割と高い確率でヒ素の高濃度のがある。それより深い場所と浅いところについては、井戸水を取ってもそれほどのヒ素は出ない、あるいはヒ素は確認されないということで、先ほど言ったNGOが何をしたかというのは、移転地に、例えば40mの井戸を掘ったらヒ素が出る可能性があるので、15mより浅い、例えば5m、7mの浅井戸の手軽なものをつくって、それを飲み水には直接は難しいんですが、それを地域の住民に与えるということをしていましたので、それを移転地のほうにもアイデアとして取り入れるということをした事例はございますので。

○松本委員 なるほど。簡易水道みたいな形でやっているやつですよ。

○山下氏 そうですね、はい。

○松本委員 わかりました。

○山下氏 そこはご指摘のとおり注意をして検討していきます。

○松本委員 違うテーマになってしまって申しわけありません。

○作本委員 ヒ素の問題は、私も全く当初考えてもいなかったんですが、もしこれが起こり得るとして、何か対策めいたものというのは、これはもうカンボジア政府が考えなきゃいけないことでしょうか、何か方策というのはあるんでしょうか。例えば井戸水についてどうにかするとか、何か手法というのはあるんですか。

○山下氏 現地の人たちも、ある程度ヒ素の健康被害については、もう知識が一応広まっております、怪しい井戸水をそのまま飲用にするとすることはほとんどしていないというふうには聞いておりました、その他の手段としては、いわゆる天水を水がめにためるとか、あるいはその地表水として川とかため池のところを乾期は捨てるとか。多少お金がある方は、実は巡回する車がありまして、そういうところから水を買うというようなこともしているのが現状でございます。

○作本委員 今、ヒ素を取る技術を一生懸命現地に、鉄でしたっけ、何かを混ぜることで何かどんどん改善されてますよね。

○山下氏 ヒ素を除去するのは、それなりにやはり設備がかかるので、なかなか広範囲に安くというのは、現状では難しいかと思われまして。

○柳主査 日本の山は、ほとんどもうヒ素にまみれているので、だから埋め立て地は大体みんなヒ素汚染が出てきます。だから、基本的には、そこで作物はつくらないような指導が現実的に行われているわけですよ。

その点、今の話だと、土取り場とか採石場であまり深く掘り過ぎるとヒ素が出てくる可能性があるというお話ですよ。だから、それはやっぱり配慮してやらないと、やっ

ばりヒ素の拡散になってしまっていて、それが洪水時にみんな流出してしまうと、汚染を拡散するという原因になりますので、そうならないような配慮が、やっぱり今の議論の連続だと必要だということになるんです。

○作本委員　すると今のは、土取り場のほうでも同じことを考えなきゃいけないことですか、わかりました。

○柳主査　それでよろしいでしょうか、作本委員は。

○作本委員　ありがとうございます。

○柳主査　それでは、続いて46、47というのは村山委員です。村山委員は、「予測および評価手法の基本方針」と、それから「ベースラインの調査対象項目」についてですけども、46では大気と騒音・振動と同様に、特に配慮が必要となる沿道の病院、学校、保育園、保養所、宗教施設の立地場所を確認した上で測定地点を設定すること。それから47も同じように、調査の手法として、調査地点の選定に当たっては同じような配慮をすることということで、回答が、そこで測定・予測値点の設定を、両方ともそういうことを配慮して行うということですので、これはこれでよろしいのかなというふうに思います。

それでは、社会配慮（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）というところで、48、49、50と作本委員お願いします。

○作本委員　48はコミュニティー林というので、何かcommunity forest法というのが現地にあるようなので、それを読んでいましたら、このroyaltyとかpremiumを要求できないと書いてあるんで、これが今回のJICAさんの補償と衝突するんじゃないかなと懸念を持ったんですけども、このご回答では、こういう森林地帯は通過しないということでしたので了解いたしました。

49番のほうに移ります。こちら移転補償なんですけれども、追加的な支援を行うような仕組みはあるというようなことが書いてありますから、細かくこれを補償されるということでした。

あと50番なんですけど、これはいただいた資料には書かれていなかったんですけども、高規格の幹線道路を、これはやっぱり有料にするということで、いただいた資料には入っていないんですけども、またそうすると料金設定の方法だとか、いろいろ課題は出てくるかと思うんですけども、無料でというわけにもいかないでしょうから、料金設定に当たっては実際適用可能なあたりを相談で決めるというようなことは、返済もしなきゃいけないでしょうし、ですからそのあたりはぜひご配慮いただければと思います。

以上で50番まで結構です。

○松本委員　1点関連していいですか。調査団は御存じかもしれませんが、48番に書かれているcommunity forestですが、カンボジアの場合、例えばラオスで見られるような森林がcommunity forestじゃなくて、荒地地なのにcommunity forestだというところが結構あって。なので、ここに何か、「森林地帯は通過しない」と書いてあるんですけども、

カンボジアは、「えっ、ここがforestですか」というところがforestなんで、ちょっと現実的にどうかというところをご確認していただいたほうがいいんじゃないかと思いません。

○作本委員 そうですか、forestじゃないところも。

community forestって、これは入会地みたいなものでいいですよ。みんなで使っているけれども所有は国だと、登記はできていないからと、そういう感じの。

○松本委員 言語としてはそうなんですけれども、実態として日本の入り会い林とカンボジアのがcommunity forestが全く同じかということ、実は本当にはげ山になっちゃったようなところとか、荒地地みたいなところに木を植えてcommunity forestとしているところはあるんです。

○作本委員 あるんですか。

○松本委員 結構驚かされることもあるので、実態を見てほしいなとちょっと思いました。行かれていれば、ここは多分御存じだと思いますけれども。

○作本委員 50番まで結構です。

○柳主査 全部よろしいですか、50まで。

○作本委員 はい。

○柳主査 それでは51、谷本委員どうぞ。

○谷本委員 51番は、もう何人かの委員が指摘をされています、村山委員も含めて。ぜひ宗教施設その他、教育施設とか調べていただきたいと思います。よろしく願います。結構です。

○柳主査 52、53、54というのは私なんですけど、52は回答の中に具外的な措置内容を記述するということですね。

それから53は、農業従事者のニーズ調査や生計回復策を含めて検討されるということですね。

54は、コミュニティー林が確認された場合には、再植林も含めた代替案を検討いたしますということで、これはこれでよろしいかなと思います。

55、56が松本委員いかがでしょうか。

○松本委員 55なんですけれども、法律上のことなのでいいんですけれども、確認としては、例えば35m²ぐらい残っちゃった人は何も無いよと。でも、それが28m²ぐらいまで削られると、100m²ぐらいまでは土地なしと見なしてあげますよと、法律がそうになっているからこう書いてあるわけですが、これをそのままやっていると、いろいろと不都合なことが起きるようになると思うんですけど。ただ、既にこれは、もしかすると5号線その他で適用されてきているのかもしれないんで、大丈夫なんですかってこれは？

要するに、何かすごいうがったことを言えば、スライスしなきゃいけないけれども、このままのルートでいくと土地なし農民になってしまうから、ちょっとこっちにスライスすれば31 m²ぐらいになって、ここは補償しないでもいいかなみたいな、非常に性悪説

に立つとというか、非常にそういうラインかなというふうに思うんですが、これは実態の運用としてはどういうことになるんですか。

○山下氏 30m²というのは、これは法律で決められた数字ではなくて、現場での運用上の一つの目安ということで適用しています。ワーキンググループという実際に交渉する政府の人たちがいるんですけれども、基本的には、どちらかというとなり善説側でこれを運用してまして、例えば30よりも少なくても、どうしてもそこで住みたいという場合については、そこはネゴシエーションで残すケースもありますし、35あるのに、どっちかというとなり、もうちゃんとしたところに移り住みたいという場合は、そこはやはりネゴシエーションで移ることが、過去の事例ではできていたというふうに私は聞いております。

大体は、この30m²は6掛ける5なので、通常の1世帯だと本当にぎりぎりいっぱい生活できるかどうかなので、やはりある意味一つの閾値としては妥当な運用上のガイドラインとして使っているのかなというニュアンスでございます。

○松本委員 つまり、この人たちは土地の権利がなくても、土地なし農民として認められることにもなるんですか。

○山下氏 土地の権利がないので土地なし農民になるということです。

○松本委員 そうですよ。

○山下氏 はい。

○松本委員 ですから、この人たちはもともと補償の対象にならない人たち。

○山下氏 もともと、厳密に言うと補償の対象ではないんですけれども……

○松本委員 特に土地については補償されない人たちですよ。

○山下氏 土地については、はい、補償されません。

○松本委員 けれども、それより小さくなると、土地についての補償が生まれるわけですよ。

○山下氏 そこは、「補償」という言葉は、政府としてはやはり使いたくないので、恐らく支援とか、別のニュアンスにはなると思うんですが、土地に何らかの代替措置はとられるということになります。

○松本委員 代替地の供与が行われるということですよ。

○山下氏 そういうことです、はい。

○松本委員 とてもいいと思うんです。いいと思うだけに、今山下さんがお話しになったような柔軟な運用というか、「30だから駄目」とか、そういうのではないというところを聞いて安心したので、その安心した文言を後で書かせていただきます。

今のが55であります。

56なんですけれども、今回は建物というか、建造物でご覧になっているということなので、これはまたコメントいたしますが、一般的なJICAのこの助言委員会の中で気にしているのは、やはり移転しないといいかなというムードを感じられるので、実際には、

やっぱり生産手段を失うのは結構重要ですので、どのぐらいの人が農地を失うんだろうかということに、やっぱり重点がほしいので、先ほどの非自発的住民移転の供用時の影響評価をどう考えるかということとも含めてですが、非常にここは慎重にしていきたいので、後でまたコメントさせていただきますが、さすがに概算もわからないですよ、どのぐらいの影響住民、いわゆるPAPsがどのぐらいになるか。

○櫻井氏 面積は、ざっと言って9km²ぐらいなんですけれども、その中で、それがどれだけわかっているかというのはまだ。これからいよいよ、実際には……

○山下氏 RAPの中で、何か世帯数は調べるんですね。

○松本委員 850軒というのも、これは住居とは限らないわけですよ、上から見た建物ですよ。

○櫻井氏 そうです。

○松本委員 ですから、PAPsとしては全くわからないという。

○櫻井氏 そうです、世帯数とかというのはわからない。

○松本委員 わからないですよ。

○櫻井氏 はい。これから現地に行かないとわからないです。

○松本委員 なるほど、わかりました。56まではそれで結構です。

○柳主査 57、村山委員です。これも先ほどの「予測および評価手法の基本方針」の「非自発的住民移転」については、被影響住民の中に、移転は必要ないが農地のみ影響を受ける世帯や、土地の一部が影響を受ける世帯が存在する可能性を考慮し、これらを含めて調査を進めることということで、被影響住民には、農地にのみ影響を受ける世帯も含めて調査を実施しますという回答です。これはこれでよろしいでしょうか。

それでは、ステークホルダー協議・情報公開です。

58、59は私です。これについては、58は第1回のSHMでの調査結果をドラフト報告に記述する、第2回については参加者に説明するということについては回答がありましたので、これはこれでよろしいです。

それから、59について、先ほどもちょっと触れましたけれども、農業に女性の参画が多いということで、ステークホルダーの参加促進に女性を含めて、入れていただきたいという質問ですけれども、地方行政政府に対して申し入れを行うということで了解いたしました。

それでは60、松本委員お願いします。

○松本委員 これは了解しましたので。

○柳主査 その他、61です。ご承知のように、カンボジアは地中に地雷が埋まっている、これはよく知られていますけれども、事業区間での対応はどうかということですが、これは対策がルーチンの作業として実施されているので、特に記載しなかったということで、これは十分配慮をされて行っているという実態があるということですね、了解いたしました。

じゃ、62、63、作本委員あわせてお願いします。

○作本委員 ご回答はこれでありありがとうございました。ただ、先ほどEMPですか、環境管理計画がこれからこのアセス、通常のエIAの中で行われるとなると、これはどうなるんですか。EIAと初期調査みたいなものがまず一緒に、初期調査だけで終わっちゃうのも、これで済みですよというのものもあるし、本格のフルEIAをやることもあるし。すると、そのまた重なるような形でEMPを考えておられるのでしょうか。枠外じゃないんですよね、これはどんな仕組みなのか。これからの予定の、アセスの仕組みですから何ともわからないんですけども、EIAの中でこのEMPも含めてということになると、実質しかも初期調査もEIAの一部だと、どんな仕組みが考えられるのでしょうか。ちょっとこれとは離れますけれども。

○渡辺（調査団） 初期環境調査も、基本的にはEIAの中に全部含まれるみたいな感じですか。一括で全部やってしまおうというようなシステムです。

○作本委員 その中でまた本格、フルのアセスもやることもあるし。

○渡辺（調査団） やって、はい。

○作本委員 今度は戦略アセスを入れようとする場面も、しかもEMPと恐らく近い戦略アセス、しかもPPP全部に及ぶような戦略アセスを導入したいなんていうことを書いていますよね。そうすると、もう全部入れかえる可能性もあるのでしょうか。

○渡辺（調査団） ただ戦略アセスは、まだ法制度で整っていないんですけども、多分戦略アセス以下の第7次のものが、もし法制度にきちんと固まった場合は、多分マスタープランみたいなところでもEIAをやりなさいというふうなことになるかとは思いますが。今の法律では、F/SもしくはPre F/Sと同時進行で環境アセスメントを行いなさいという法律なんですけれども、これが新しい法律になった場合は、多分マスタープランの段階でも戦略的アセスをやりなさいというような形に変わるかとは思いますが。

○作本委員 そうすると、先ほどおっしゃったEIAのもう一つ、前段階ぐらいでEMPイコール戦略アセスだという考えで流れをつくるというような。

○渡辺（調査団） やることになるかと思えます。

○作本委員 わかりました、ありがとうございます。

○柳主査 その関連ですけれどもいいですか。ここで35条の健康アセスがもし入ると、今ASEAN諸国はほとんどこの健康アセスを、タイでは憲法化した。公共事業に全部健康アセスを義務づけていますよね。それは何かということなんですけれども、それは健康アセスというのは、やっぱり地域の合意形成手法なんです。要は、あるプロジェクトが来たときに、それに対して地域はどういう合意形成をするかということなんです。今度は道路をつくるということについて、それに伴う環境影響がどうかということで、地域が選択をして、地域の合意が極めて重要な要素なんです。場所によってはそれを要らないという反対運動が非常に起こりますので、それはミャンマーでも、今火力発電とか、火力の石炭の採掘についてすごい猛烈な反発がありますが、あれはある意味で

は健康アセスの成果なんです。ASEAN諸国はそういう方向に、今トレンドで行こうとしているので、日本は全くやったことがないというので、結構インパクトが、ASEANについてはあるなと思っています。

○作本委員 健康アセスの背後にWHOがついているんですよね。これを今アジア諸国に進めていて、タイがこの間マップタプットでつまずいたのはこの制度だったですね。

○柳主査 そう、タイはガイドラインを具体的につくるということで、ほとんど医学部が中心になっているんです。疫学が中心になるので。だけれども、日本のアセスなんて医者が出てきたって、ほとんど公共事業じゃないですから、日本がそういう方向に行くとは思いませんけれども、ASEANはそういう方向に行っているということは、調査団のほうも留意して調べておいていただくとよろしいかと思えますけれども。

○作本委員 ちょっとすみません、こんなところであまり適当じゃないんですけども、健康アセスを入れるということは、人にかかわることだから僕はいいことだと思いついていたんですが、もう一つ、地域限定をかけてしまうというマイナス面のことですか、今おっしゃったことは。

ですから、健康面の影響を受ける人にも、その参加の機会を与えるということで、いわゆる、今まで誰でもパブリックで参加できるとされていた前提がむしろ狭くなるという……

○柳主査 例えば、道路だと沿道の人たちというふうに。

○作本委員 人に限られるという、その人だけ来いということ。

○柳主査 そう、そこは。でも、どの村を通るかということがあるので、どの地区を通るかという、その地区全体が対象になってきますけれども。

○作本委員 限定をかける意味では、これを手段として。

○柳主査 線だと結構広がる。だから、線で考えると非常に多くの地域に全部影響を与えていくということですので限定はされない、逆に広がる。ものによってですね。

○作本委員 広がるほうをするという。

○柳主査 だから、道路だったら広がっていくということ。

○作本委員 道路の場合は無限に広がるわけですね、空気の流れ。ありがとうございます。

○櫻井氏 ちょっと僭越ですが、日本の場合は構想段階から、いろんな大きなプロジェクトは公表されますので、反対の人たちはその段階でもう情報を知って、反対意見を述べることができますよね。例えばリニア新幹線なんかでは、随分昔からいろいろ言われているわけで、反対があれば意見を述べるチャンスだとか期間がありますけれども、発展途上国を私はそういう目で見ていると、いきなりぽんと出てくることが多いので、遅過ぎるということもあって、やっぱりもっと前から情報を公開すべきかなというふうに私も感じておりました。

○柳主査 それでは、63番。

○作本委員 ギャップが今回は、私も今もう一回見直して、これを読んでいたんですけども、丁寧につくられた資料で、とてもこのカンボジアの国のことと、JICAのガイドラインと、このJICAのスタンスも含めてよく表現された、字句に注意された表だと思いましたので、むしろこれは学生の教材に使いたいぐらいよく整理された立派な表だと思いました。ありがとうございました、注意されたいい資料だと思います。ありがとうございます。

○柳主査 質問とコメントについては、回答を含めて一応精査しましたので、これから10分ぐらい休憩していただいて、3時半から続きへ行って、どれを選択するかということをやりたいと思います。

しばらく休憩に移らせていただきます。

午後3時19分休憩

午後3時29分再開

○柳主査 それでは始めたいと思います。

一応コメント部分を中心にコメントを、質問もそうですけれども、残されるということであれば、修正案も提案していただきながら進めていきたいと思います。

それでは最初に1番、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 これは書いていただくということで結構です、削除してください。

○柳主査 じゃ、1番は落とすということですね。

○作本委員 2番も同じく削除で。

○柳主査 2番も落とす。

3番も落とすということで結構です。

4番。

○谷本委員 これも対応していただくということで、削除で結構です。

5番も結構です。

○柳主査 5番も落とす。

6番はどうしますか。

○作本委員 6番に関しては、もうご回答いただいたので満足なんですけれども、一応需要予測についてご紹介いただければと思います。特に後半もまた行われることなので、次の文言でお願いできればと思います。「将来の」、この質問にかかっていますけれども、「将来の道路利用に関する需要予測の調査結果を」、DFRで今回はいいんでしょうか、「DFRに記載すること。」DFRはまだ早いんですか。今の段階で記載できるような材料はありますか、前半分のとかで。

○渡辺（JICA） この段階の助言としては、DFRに記載してくださいということで。

○作本委員 DFRでいいですか。じゃ、「DFRに記載すること。」ということでお願いします。

7番はありません、削除でお願いします。

- 柳主査 8番、谷本委員。
- 谷本委員 これは結構です、落としてください。
- 柳主査 9番、代替案。
- 谷本委員 9番は、これはコメントに入れてください。私の質問・コメントの3行目の「よれば」というところがありますね、上からそこまで取ってください。それで「本事業で」を入れてください。「本事業では」、「2本の橋梁が」というところから「代替案」のところまでを残してください。「代替案を検討し」にして、それでその後ろに「その内容を」、あるいは、「その結果をDFRに記載すること。」としてください。あとは取ってください。これでお願いをします。
- 柳主査 それでは10番ですけれども、10番、11番は、これは11番もコメントなんですかね、代替案に記載しましたということで、これはどうでしょうか。もう記載されているからいいということか、確認的に残すかどうか。
- 谷本委員 これは、やっぱり村山先生にこのまま問い合わせして。
- 柳主査 聞かなきゃわからないですね。
- 谷本委員 今までなら聞いています。
- 柳主査 そうですね、じゃ、お伺いして。
- 谷本委員 それで消していただくなり。
- 柳主査 じゃ、メール審議の結果、反映させるかどうかを決めるということにしたいと思います。
- 12番は、これは結構です、落としてください。
- 13番も落としてください。
- 14番。
- 谷本委員 これも消してください。結構です、要りません。
- 柳主査 15番。
- 作本委員 これも削ってください。
- 柳主査 16番も、これは伺ってみるということにしたいと思います。
- 谷本委員 はい、聞いてください。
- 柳主査 17番。
- 谷本委員 必要ありません、消してください。
- 柳主査 スコーピングマトリクス、18番。
- 谷本委員 これも要りません。
- 柳主査 19番。
- 谷本委員 これも必要ありません、大丈夫です。
- 柳主査 20番。
- 谷本委員 20番は残してください。私のコメントの2行目の頭まで取ってください。それで、「低湿地（軟弱地盤）部」、これですね、そこから「工事中の評価を」にしてく

ださい。「評価を今後の現地調査に基づき再検討すること。」という形にしてください。これで評価は変わりませんという結果でも、それは問題がありませんので、現地調査を重視したいと思います。こういう形でお願いします。

○松本委員 これは、現地調査の度合いを決めるのがA、B、Cの判定じゃないんですか。そんなことはないんですか。

○谷本委員 必要なのはやってみて、現地調査によって、それでこういう結果になりましたと、評価を見直しましたと。だから緩和策を、例えば……

○松本委員 なるほど、つまりB-をA-にしるとか、そういう話ではなくということですね。

○谷本委員 ではなくて。

○松本委員 なるほど、わかりました。

○谷本委員 という方法があると思います。

じゃ、次いいですか。待ちましょうか。

○柳主査 はい、どうぞ、21。

○谷本委員 消してください。これは問題ないです。

○柳主査 22、作本委員。

○作本委員 これは削ってください。

○柳主査 23、谷本委員。

○谷本委員 これはもう結構です、削除してください。

○柳主査 24、作本委員。

○作本委員 これは形を変えて載せていただきたいんですけども。これをスコーピングマトリクスに新規追加なのか、あるいはDFR一般で書いてもらうのか、そこは自分でまだ結論がついていないんですけども、こんな文案です。「大量の盛土や骨材使用が予想されるので、予定される土取り場や採石場での環境社会配慮の実施についてDFRに記載すること。」

○柳主査 「予想されることから」のほうがいいんじゃないですか。

○作本委員 「予想」と「予定」があるんで、どっちかを取りたいんですが。

○柳主査 「予想されることから」というふうに直したほうが。

○作本委員 はい。「予想」と「予定」が、言葉があるんですけども。

○柳主査 それでは25、松本委員。

○谷本委員 すみません、主査、今の作本委員のところは、私の44番と一緒にしてください。ですから作本委員の今の案に私がジョインするという形で。

それで、今はスコーピングのところですよ。

○作本委員 スコーピングのものなのか、こっちへ移したほうがいいのかわかんないんです。

○谷本委員 後ろの自然環境のほうに移したらどうでしょうか。社会環境も含まれるん

ですけれども、後ろのほうに回したほうがいいんじゃないかと。

○作本委員 そうですね、ABCの評価じゃなくて、そっちに。

○谷本委員 ないですから。

○作本委員 じゃ、そのように、谷本委員の44番のほうに移していただくということで。

○谷本委員 いかがですか、これは二つにコメントの合体ということで。

○渡辺（JICA） この環境社会配慮の実施についての実施主体は誰になりますでしょうか。

○作本委員 実施、それを考えるほうが大変ですけれども。

○渡辺（JICA） この点はよく議論になりますが、実施は2パターンあって、この事業のためだけに採石場を開発する場合と、既にある採石場から買い取る場合があります。両方とも当然サプライチェーンという観点からはその影響を確認する必要がありますが、後者については、この事業で影響評価をするというよりは、きちんとその採掘業者が環境許可証みたいなものを取った上で営業しているということを確認するとかいうことがあるので、その場合は「実施」とはなりません。

○作本委員 実施じゃないんですね、自分でやるとは限らないんですね。

○渡辺（JICA） ですから、そのどっちかのパターンかによるので、「実施」と書かれてしまうと、JICAもしくは事業実施機関が配慮を行うという意味になってしまうので問題が生じます。

○谷本委員 「調査」にしたらいかがですか。想定されるというんですか、予定されている土取り場、採石場の環境社会配慮、これは両方ですね、自然環境へも。その「配慮について調査を行い、その結果をDFRに記載すること。」にすれば、これは業者さんがやっている、政府のサーティフィケーションを取っていると。それを確認に行って、現場でも問題ないということを確認したというんで、その内容を書きいただければいいんじゃないですか。

○渡辺（JICA） 実際そこまで決まっているものでしょうか。

○櫻井氏 骨材に関しては、営業中のものが主体になりますので、基本的にはかなり決まっている。もちろん新たに探すところも出てくると思いますが。

ただ、土取りのほうは、かなりの部分まだこれから探さなきゃいけない、ほとんどがこれから探さなきゃいけないことになります。

○渡辺（JICA） それは調査期間中に探せるものでしょうか。

○櫻井氏 調査期間中に、これだけの盛土量を確保するために、ここで何立方メートル、ここで何立方メートルというふうなものを地図の上に落として、そういうものをつくっていかうというふうには考えております。

○谷本委員 土取り場は、河川浚渫土を使いますか。

○櫻井氏 それもまだ可能性を、考慮はしております。一応商業的に生産されているので。ただ、生産量が非常に少ないので、工事のペースと合わせて、それがどの程度使え

るかということも検討しなければいけないと思っています。

○谷本委員 ちょっと悩ましいところですね。

○櫻井氏 はい。

○作本委員 土を持ってきたら、今度はその土を持ってきた相手先が工事なんかもしますもんね。

じゃ、調査は確認するというか、調査はこれで。

○谷本委員 調査で確認、はい。

○作本委員 ですからそのまま調べてみると、内容をということで、わかりました。

○谷本委員 こういう形でしておけば、非常に広い範囲ですもんね。

○松本委員 環境社会影響じゃなくて配慮ですか。配慮について調査をする……

○谷本委員 「影響」にしましょう。

○作本委員 「影響については」。調査の内容はピンからキリまである、現場を見てくだけでも足りるというようなことも含めてですね、調査自体を全部自分でやれという意味ではなくて。

○柳主査 それでは、25、26。

○松本委員 悩ましいんですが、とりあえず書いてみますが、「非自発的住民移転にかかわる影響項目の供用時の評価について、生計回復策がうまくいかないケースも考慮してA-とし、それに基づいた調査結果をDFRに記述し、RAPに反映すること。」とりあえずこういうふうに書いておきます。

その上で、問題は、その影響項目を私はここで特定しなかったということで、そこは判断を委ねると。例えば、貧困層であったり、生計回復であったり、雇用であったりいろんな項目が関係しているだろうから、「非自発的住民移転にかかわる影響項目の供用時の評価」という書き方をさせていただくと。

何でコメントするかというと、生計回復策がうまくいかないケースを考えると、この規模でいけばA-になり得るだろうから、そうしておいて調査をして、DFRに書いてRAPに反映してほしいと。

RAPは、本当は先方政府かなと思ったんですけども、回答欄に、「RAPを中心とした計画策定において十分に留意して対応します」というふうにJICAが主語で書かれているので、ここは「反映すること」というふうにしました。

○柳主査 続いて26。

○松本委員 それで、26はなし。暗に貧困層も、私はここに含めたいという。

○柳主査 含めたいということですね。

それでは、27、28、29。

○谷本委員 ここは必要ありません。

○柳主査 28は。

○谷本委員 28ですけども、これはスコーピング案のところなんですけど、社会配慮の

ところにどなたか書かれていないかなと思っています。これは残してください。これは後ろのほうの、生計のところのほうに移したほうがいいんですね、松本委員が書かれていましたっけ。

○松本委員 ただ、橋梁だけですね。橋梁というか、高架橋と橋梁のところ……

○谷本委員 ところに書かれていました。

○松本委員 ですね、37、38ぐらいのところですかね。

○谷本委員 ここですね。これはやっぱり一緒に。じゃ、松本委員、これはスコーピングで書かれているんですね。

○松本委員 そうではありません。

○谷本委員 私の意図は、橋梁の建設に関して、水運とか利用活動ですね、経済活動、社会活動、その辺を調査、よく調べていただいて、その内容を書いてくださいという形にしたいんですが。

○松本委員 橋梁ということは、その場合は渡河地点でよろしいんですか。

○谷本委員 はい。必要であれば高架橋の分も入れても、それは広すぎるかもですけれども。少なくとも、私は河川部分のところですね、それに限定した書き方をしているんですけれども。

○松本委員 そうすると、仮に一緒にするということになりますと、私が考えていたのは、そうすると橋梁にしたほうがいいんですね、「橋梁や高架橋付近の経済活動を確認し、それに対する影響評価結果と対策をDFRに記載すること。」というような。

○谷本委員 はい、じゃ、そういう形で。

○松本委員 そうような書き方でよろしいですか。

○谷本委員 はい、じゃ、それを何番でしたっけ、37、38ですよ。

○松本委員 ここに入れてしまいませんか、37、38と合わせて。

○谷本委員 はい、合わせて。それで社会配慮のほうに回しましょう。

○松本委員 これは書いてあるんですかね、実際スコーピングマトリクスは。それを含んでいるんですかね。

○谷本委員 スコーピングマトリクスには、実は書いていないんです。

○松本委員 書いていないですよ。

○谷本委員 はい、書いていないので、私は28で指摘をしたんです。

○松本委員 なので、スコーピングマトリクスでもいいのかなと思ったりもしたんですが、社会影響のほうが明らかですかね、経済活動ですもんね。「確認し、その影響評価結果と対策をDFRに記載すること。」

○谷本委員 じゃ、中島さん、28を後ろに一緒に入れてください。今松本先生のおっしゃった案で合体という形で28を処理していただけますか。

○松本委員 それで社会配慮に移すということですか。

○谷本委員 移しましょう。

- 松本委員 はい、わかりました。
- 谷本委員 それで、スコーピングのところの評価理由には、もう書いていただいたら、淡々と書いていただければと思います。
- 松本委員 はい、オーケーです。
- 谷本委員 じゃ、それはそういう形で、後ろに回すということで。
29は結構です。これはもう消してください。
- 柳主査 30、松本委員。
- 松本委員 そうしたら、念のためなんです、その回答のところにある「伝統的な灌漑システムである」という言葉をいただいて、「伝統的な灌漑システムであるコルマタージュの有無を確認し、存在する場合は適切な影響評価を行うこと。」
- 作本委員 コルマタージュという言葉自体の意味は、「水利用」とか「水利」とか、そういうことになるんですか。これ自体何か意味は、この片仮名部分ですけども。
- 松本委員 水利用でもあり、土地利用でもあり、農業でもあり、いろんなものを含みますね、コルマタージュというのは。
- 作本委員 この言葉を使われる。
- 松本委員 ええ、洪水期にわざと水を引き込んで、土砂を農地に流し込むんです。そうすると土地が肥沃になるじゃないですか、それを利用して農業をやる。
- 谷本委員 氾濫農業ということですよ。日本でも昔やっていました。
- 松本委員 それをわざわざ壊して。
- 作本委員 氾濫させてというやつ、そういう言葉になるわけですか。
- 谷本委員 なのでしょうね。
- 作本委員 わかりました。
- 松本委員 これは、1号線のときはもうちょっとシリアスだったんですけども、ここは場所的にそうでもない。
- 柳主査 よろしいでしょうか。
それでは、次は31番、村山委員に確認します。
32はいかがでしょうか。
- 谷本委員 これは結構です、削除してください。
- 柳主査 先に行って、33。
- 作本委員 33は、ちょっとくどいんですけども次の文言で、回答いただいたほうにさせていただきます。「いわゆる」と入れさせてもらったんですが、JICAが定義しているいわゆる文化財ということで、「いわゆる文化財以外の」、あとは「墓地や宗教施設について」、右にあるコピーで、「墓地や宗教施設等」と、「等」を入れさせてください、「施設等への配慮をDFRに記載すること。」
- 谷本委員 そこは中島さん、私の51番も一緒にということでお願いをします。
- 作本委員 確認したいんですけども、JICAでは、この文化財の中にお墓は入れて

- いないですよ。文化財というのは財産的価値があるものですよ、世界遺産とか。
- 渡辺（JICA） 当然配慮するはしますが、どちらで整理したのか記憶が定かではないです。最近ではベトナムの事例がありました。
- 作本委員 前も同じようなんですけれども。
- 渡辺（JICA） ベトナムでは、お墓が、文化的価値というよりは精神的価値という意味で重要ですので配慮を行うのですが、それを文化財の項目で整理したのか、また別のところに入れたかは忘れました。
- 谷本委員 宗教施設なんでしょうね。
- 作本委員 宗教施設にこれを、立派な施設があれば。
- 谷本委員 そういう文化財かという、また。
- 作本委員 だから、「以外の」というと、これは解釈がおかしいじゃないと言われる問題が出るかなと思ったんですけれども。
- 渡辺（JICA） そうであれば、「墓地や宗教施設等への」とするのも一案です。
- 作本委員 ただ、JICAで使っている「文化財」の定義を見直すためにも、わざと打たれ役になってみようかなと思っていたんですけれども。とりあえずは残した形でいいですか、とりあえず「文化財」という言葉を残したまま臨んで、「文化財はもともと入っているはずじゃないですか」という意見が出たら、「そうですか」ということで。いいですか、「文化財以外」というような言葉を残したままで。
- 谷本委員 いいと思います。
- 作本委員 じゃ、それでお願いします。
- 谷本委員 これも、ですから社会配慮のほうに回したほうがいいですね。
- 作本委員 そうですね、社会配慮のほうに、スコーピングじゃなくて。
- 柳主査 それでは34番。
- 谷本委員 これは必要ありません。
- 柳主査 35番。
- 作本委員 これも要りません。
- 柳主査 36番ですが、残していただいて、「農業就労者や農業関係者には女性の関与が大きいことから、離農に伴う工事関係就業者としての女性の関与が考えられるため、ジェンダーに対する配慮が必要である。」ということですね。
- これは、「B-」とか「±」とかにしておく必要がありますかね、ここはスコーピングマトリクスなんで評価の見直しを、今までDだったんですけれども。
- 谷本委員 できるだけ言っておいたほうが、明示したほうが。
- 柳主査 そうですね。
- 谷本委員 「DからC」とか、「CからB-」とか。
- 柳主査 「ジェンダーに対する配慮としてB±とすること。」ということですかね。「評価を見直すこと。」というふうに変えたほうがいいかもしれないですね。どういう文章

にしたらいいですかね、「配慮として、B±として評価を見直すこと。」 — 「B±として」というのは、「として……として」がつながるので、「B±と評価を見直すこと。」

それでは、37、38、39はいかがでしょうか。

○松本委員 37は先ほど一緒にしたので、これは削除で構いません。

38なんですが、ちょっとだけ確認したいのは、その生態系のところで、橋梁工事等で濁水が水生生物に影響を与える可能性があるという、非常に特定のしているんですけども、濁水以外もあり得ないんですか、流れとか。水生生物への影響はここで書かれているので、もういいかなと思いつつも、あくまで濁水というか……

○櫻井氏 ものすごく厳密に言えば、例えば工事中の振動あるいは騒音が、仮にその淡水イルカのようなものが、仮にそばに住んでいるとすれば、影響するおそれがないとは言えません。ですから、全くゼロということはないとは思いますが。それは非常に大きな、致命的な打撃であるかどうかは別としまして。

○松本委員 でも湖沼のほうはないですよ。じゃ、38はいいかな。

38はなしで、39をこのままで。それで、「DFRに記載すること。」で、39の最後。

○柳主査 38は、生息環境に対する影響は、橋をつくと騒音・震動で、水の中の汚れだけじゃなくて。あれは残したほうがいいんじゃないですか。

○松本委員 そうですね、じゃ、残しましょうか、ちょっと今悩んだところなんですけれども。

38、じゃ、すみません、実は社会影響はもう既に合流したので、自然環境のほうが残っているので、ここを先ほどと同じように、「橋梁や高架橋の建設に伴う水生生物への影響を評価し、結果をDFRに記載すること。」という、一応入れておいてください。

○柳主査 よろしいですか。

○松本委員 基本的には、これは全区間というよりは、やはり湖沼とか、メコン川とかを指していますんで、別に全区間洪水になるから調べよということではないです。

○谷本委員 これは自然環境のほうに入れるんですね、スコーピングじゃなくて。

○松本委員 そうですね。

○谷本委員 じゃ、これは移動してもらったら。そうすると、37番はどうでしたっけ、社会環境だけでしたっけ。

○松本委員 社会環境に移したんですね。

○谷本委員 特化ですね。

○松本委員 はい。これはさっきの谷本さんのものと一緒に。

○谷本委員 はい、それで結構です。

○柳主査 40番は村山委員に聞くことにして、今度は環境配慮の41番、42番、43番とこのはいかがでしょうか。

○作本委員 41番はなしでお願いします。

42、43もなしでお願いします。

- 柳主査 じゃ、44。
- 谷本委員 44は24のところに、作本委員のところに合体しましたので結構です。
- 柳主査 45。
- 作本委員 45番、これはヒ素を落とすかどうか、今まで悩んでいたんですけども、こんな文章で考えてみました。文章をつくります、「土取り場等の作業においてヒ素汚染の可能性がある場合には、「カ」政府に対して」、作業じゃないんだね、「対して適切な助言を行う旨DFRに記載すること。」作業はJICAがやるわけじゃないから、ちょっと悩んでいるんですけども。
- 柳主査 「カ」国、「カ」政府……「カ」政府と書く。
- 作本委員 カンボジア国。「カ」国です、かぎ括弧の。
- 谷本委員 ヒ素汚染は、むしろ井戸のほうが。
- 作本委員 井戸のほうが大事。作業を、これは第三者がやるかもしれないんで、土取り場は。そうすると、かといって井戸、健康のほうが……
- ただ、ヒ素汚染をそっくり落とすのはちょっと、私もわかんないんで気になるんですけども。
- 松本委員 どのぐらい深く掘るかですよね。
- 作本委員 そっくり除いちゃって、「ヒ素汚染の可能性がある場合には」というぐらいに。何から出るかわかんない。
- 谷本委員 そうか、土取り場ね、山砂だったと……
- 作本委員 第三者がやるかわかんないんで、そこは実施じゃないんだと。
- 谷本委員 今は、採石はあまり関係ない。
- 作本委員 採石の30m以上というのは。
- 谷本委員 30m掘削するかな。どうでしょう、ヒ素の問題……
- 作本委員 ヒ素汚染は少なく見ればあるんですけどよね、全ての場と言っちゃえばあれだけども。健康影響……むしろ「土取り場」を取っちゃって、「ヒ素汚染が健康影響をもたらすおそれがあるような場合には」というぐらいに。
- 渡辺（JICA） 調査団に確認したところ、ポイントが2点あり、1点目は、「可能性がある場合」というところが、本件調査期間で検出できるかという点、現地では恐らくできないだろうというのが調査団の見解です。2点目は、この個別プロジェクトにおいて「カ」国政府に対して適切な助言」というのが、どこまでのことができるのかという点です。
- 作本委員 今回の、この行われる事業事態についてヒ素が起こるような場合は、警告的な意味合いでも、「可能性がありますよ」というようなことは言わないほうがいいんですか、やっぱり言えない。
- 渡辺（JICA） この事業として影響があれば、当然影響としての配慮が必要になりますけれども、事業による影響はないものの、一般的な環境問題についてどこまで言う

か。かつ調査団の方の説明を聞く限りでは、この点についてカンボジアでは現地の方も含めてある程度知られている中で有効な対策がとれないというのが現状のようです。

○作本委員 カンボジアの政府の方というか、一般の人もある程度のヒ素の、弱いものかわかりませんが、出るということを知っているんですね、もう一般的な知識になっているんですね、一般的にヒ素はあるかもしれないというのは知っているんですね。

○山下氏 先ほどお伝えしたようなNGOみたいな活動をずっとして、啓蒙活動もしていますので、ある一定のところには周知的にヒ素の情報は行っているはずですよ。

○作本委員 すると、この事業自体からの健康影響までは、直ちに起きるようなというのは、すぐには予想されないわけですね。

○谷本委員 だいたい井戸でしょうね。工事によって水流が分断されたとか、何か影響を受けて井戸を掘り直さないといかん、そのときにヒ素が出てくる可能性が、深ければあります、浅いのなら問題ないんでしょうがということですね。

○作本委員 井戸を通してですね、そうすると。農作物という……

○柳主査 土取り場で採土するときに、深く掘らないということを配慮しろということですよ。

○作本委員 さっき出て、30m。

○柳主査 だから、30mを超えると大体あるんだから、そこまで土を持ってこないように。それはこれからの計画で、そういうのをちゃんと、一応考えるわけですよ。だからこのコメントも、そのときちゃんと配慮してくださいねと。

○作本委員 さっきの「採石場の」というのをに入れてもらったんで、そちらでいいですか、その調査のところで。

○谷本委員 そちらのほうに。

○作本委員 わかりました。じゃ、これはすみませんが削除してください。45を削除で、なしで。

○柳主査 そうすると、次は46番、47番については確認します。

それでは、社会配慮の48番。

○作本委員 48、49は削除してください、なしで。

○柳主査 50番。

○作本委員 50番だけ、料金設定がありますのでこういうのを考えました。「高規格の幹線道路」という言葉を使わせてもらって、「幹線道路の料金設定に当たっては、一般の負担能力等に配慮することをDFRに記載すること。」——「こと」が多いのかな。

○柳主査 一般的にカンボジア国の有料道路は、今のところあるんですか。それは幾らぐらいで設定されていますか。

○櫻井氏 千差万別で、その考え方が、維持補修のお金だけを取っているところから、民間のリーヨンパットというある財団がつくっている橋は6kmほど、橋の長さであれで1.5ドルぐらい取っておりますので、日本の半分ぐらいの料金を取っているところも、

はっきり言ってあります。ですからいろいろ — ただその場合は建設費をかなりリカバーしようとしているんだろうと。

○作本委員 カンボジアは、その道路の料金で返済もしなければなりませんね、お金を稼げる場所というところ、こういうところしかないかと思うんで。ただ、あまり高過ぎると使ってくれないでしょうという、そのあたりの調整をうまくやってくださいということなんですけれども、この「一般の負担能力」というのはおかしいですかね、こういう。

○櫻井氏 一般的には、こういう有料道路の計画をするときに、道路利用者に、「幾らぐらいなら払えますか、あるいは払う気持ちがありますか」という、支払い意思調査というのを、willingness to payという調査を行います。今、現実にやっております。

○作本委員 能力じゃないんですね。お金持ちだけとか、そういう能力の物差しじゃなくて。

○櫻井氏 日本の有料道路の考え方は基本原則が二つありまして、公平妥当原則、すなわち、料金は利用することによって得られる便益以下でないといけないということと、それから採算原則、すなわち建設費がそれによってリカバーできるものでないといかんと、そういう二つがあるんですけれども、これがユニバーサルに考えられているかということ、そういうわけではないので、カンボジアでは新しくそういうことをいろいろ議論しながら決めていくことになる。

○作本委員 「一般の負担能力」という言葉を使っていいのかどうか、自分でも悩んでいるんですけれども、こんな表現でも誤解を与えませんかでしょうか。

○櫻井氏 いつもこの種の調査ではそれが問題になります、有料道路に関する調査ではですね、支払い能力がどこまであるかということはですね。

○作本委員 「一般の負担」というのは支払いですか、「負担能力」という言葉よりは、「一般の支払い能力」のほうが。

○櫻井氏 ただ、理論的には、やっぱり社会的公正という意味で言うと「負担能力」という言葉のほうが適当かなという気はしますが。

○作本委員 いいですか、それだとちょっと広がっているかもしれないですけども。

○櫻井氏 ただ検討内容としては、そういうふうに意思のほうで判断するというようになります。

○作本委員 それでも使いますか、使いませんかということ。

○櫻井氏 はい。

○作本委員 とりあえずこんな文言でも、JICAさんでも前例があると思うんですけれども。

○渡辺（JICA） この点については環境社会影響としての助言として残すのかというところが残りますけれども、協力準備調査としては業務の一部に入っている話なので、調査団の方は対応することになると思います。

- 谷本委員 ならば全体事項に回すんだね。
- 作本委員 この項目をね、場所がおかしいかもしれないけれども。
- 谷本委員 場所を全体事項のほうに回したほうがいいのかもありません。
- 作本委員 経済的に料金だけだったら……場所はまた後で検討させていただくということで。
- 櫻井氏 しかしながら、やっぱり「支払い能力」というほうがいいのかもありませんですね。
- 作本委員 「支払い能力」の言葉が一般的ですか。
- 櫻井氏 はい。
- 作本委員 じゃ、そんなところで。
- 柳主査 それでは、51番。
- 谷本委員 これは既に考えていただいていますので結構です、必要ありません。
- 柳主査 52番も、これは結構です。
53番ですが、これも落として結構です。
- 54番、これはさっきコミュニティー林についてありましたよね、それと合体できればと思うんですけども。48番は落とすんですけど、落としちゃったんですね。
- 作本委員 そうですね、48は似ていますけれども削っちゃったんですが。
- 柳主査 基本的にコミュニティー林の認識が、樹木があろうとなかろうとコミュニティー林というのはあるというご指摘があったので、やっぱり現地調査の結果じゃないとわかんないということですよ。
- 作本委員 そうですね。
- 柳主査 だから、現地調査にそれを反映させるということが必要になりますので。
- 作本委員 先ほど松本委員がおっしゃったように……
- 柳主査 松本委員で何かありましたっけ、ここは。
- 作本委員 そのコミュニティー林のありようみたいなのを、ある程度簡単にでも調べてもらって、それで今の柳主査のように。
- 松本委員 もともとのあれに入っていないんですけど、コミュニティー林の現状把握。
- 柳主査 これは48と54を合体したほうがいいのかと思うんですけども、それでコミュニティー林についても配慮するような形のコメントができればと思うんですが、どうでしょうか。
- 作本委員 「コミュニティー林の現状を把握し」……
- 柳主査 「調査し」……
- 作本委員 「調査し、再植林等の可能性について」……
- 柳主査 「その結果をDFRに」。
- 作本委員 再植林なんかもいいアイデアだと思うんです。

○柳主査 「DFRに記述すること。」というふうになりますね、「その結果を」……

○作本委員 「その結果をDFRに記載すること。」

○柳主査 「反映させること」、「記載すること」ですね。

それでは、55、56はいかがでしょうか。

○松本委員 55ですが、文言に悩んでいるのでもう一回だけ教えてほしいんですが、これは非正規住民も30m²以下であれば代替地を与えられると書いてあるんですけども、つまり、逆に言うと30以上あった場合、非正規なんだけれども、その土地の使用が認められるという意味ですよ。

○山下氏 ちょっと複雑なんですけれども、ライトオブウェーは御存じのように片側30mずつとられているんです。ただ、実際、例えば既存の道路の場合ですと、使うのは20mずつである。そうすると、その20mの中にある非正規の方については、前を切ってもらってセットバックをしていただかなきゃいけなくて、そのセットバックをしたときに、非正規の方が30m²以上持っていて、かつライトオブウェーの中にいる場合は、非正規のステータスを継続しながらそこに住めるという、お目こぼし的な対応がとられているわけです。それが、例えば30mのところを25m道路が使って、5mの部分しかないところにセットバックしたら15m²しかなかった、この場合については、「何とかここに住ませて」という場合があれば、30以下でも、その運用上のディスカッションで可能性はあるんですが、原則的には代替地の、物理的には移転ということになるのが過去の例ということになります。

○松本委員 すごく悩ましいんですよ、これをどういうふうに書くのがいいのかが。すごく曖昧な書き方にせざるを得ないので、チャレンジですが、完全に新しくですが、「土地を失う非正規住民への代替地供与の条件は」……「土地を失う非正規住民」というのも変だよな、土地を持っていないんだもんな、どう書けばいいのか。

「居住場所」にしましょうか、よくわからないので。居住地だけですよ、きっと。

○山下氏 そうですね、居住地ですね。

○松本委員 そうですよ。「居住場所を失う非正規住民への代替地供与の条件は、当該住民の状況を踏まえ柔軟に対応すること。」何が言いたいのか、これはきっと全体会で他の委員から来るだろうな、「これはどういうことですか」とか言われそうだよな。

ここでは、今何か伝わるような気がするんですけども、助言委員会では伝わりませんよ、これは。

○作本委員 伝わりませんですね。

○松本委員 伝わりません、「居住場所を失う非正規住民への代替地供与の条件は、当該住民の状況を踏まえ」、もうちょっと踏み込んで、「状況を踏まえ、30m²以上の残地がある場合も柔軟に対応すること。」これを書いておけば質問には答えられるかな。

○渡辺（JICA） 先ほどの山下さんの説明によると、運用の範囲で対応しているという理解ですが、そのような内容を報告書やRAPでどこまで書けるのかという点は大丈夫

でしょうか。

○松本委員 でも、30m²については、もうこの今のスコーピング案というか、ここに書いているわけなので、しかも、逆の柔軟な運用は私から言う必要はないので、むしろ30m²以上の残地がある場合の柔軟な運用だけをコメントしておきたいと思う。

これは逆に言うと、30m²未満の柔軟な運用というのは、つまり30m²未満でもいいじゃないかということになっちゃうので、30m²以上の残地がある場合の柔軟な対応だけコメントしておきたい。

○作本委員 読んだ人は、「未満だったらわかるけれども、以上って何を言っているの」となりませんか、これは。

○柳主査 未満はもう代替地が与えられるということが前提だから。

○山下氏 やはり、その既存の、自分が今住んでいる場所にいたいというのが基本原則だと思うんです。例えば、その商売とか、生計にもやはり紐づいていますので、それを考えると、むしろ30m²よりも少ない場合でも、そこにいさせてあげるという意味での柔軟性というほうが、本当は弱者対策ということにはなるんです。

○松本委員 なるほど。じゃ、やっぱりそこも、「残地の広さにかかわらず」とか。

○山下氏 そうですね。

○松本委員 もっとわからなくなるな、「残地の面積」か。

○柳主査 30m²は要らないんじゃないですか。

○松本委員 そうですね。だから、「踏まえ、残地の面積にかかわらず」、他の委員から質問が来ることは覚悟の上で。ただ、今回こういうふうになったのかというのはよくわかりましたので。

○柳主査 それでは、次に56はどうしますか。

○松本委員 56は、これも新しく書かなきゃいけないですね、質問ですから。「影響の規模が家屋数からしか算出されていないので、農業など生産活動を含めた影響を評価し、その結果と対応策をDFRに記述するとともにRAPに反映すること。」それでお願いします。

○柳主査 それでは、57番は確認します。

58番は、これは除いて結構です。

59番は残してください。これは回答のほうを利用させていただいて、「実施機関から、女性を含む幅広いステークホルダーの参加促進を呼びかけるよう、SHMの開催を住民に通知する地方行政府に対して申し入れを行うこと。」ということで残してください。

60番。

○松本委員 このままでお願いします。

○柳主査 このまま残すということですね。

61番は削除して結構です。

62と63は。

○作本委員 削ってください。

○柳主査 大体これで以上ですね。

確認しますと、頭から見ていって、残っているのは6番ですね、「将来の道路利用に関する需要予測の調査結果を」……

○作本委員 「需要予測」というから、「将来の」という言葉は要らないかもしれせんね。

○柳主査 はい。

続いて9番ですね、9番は、「2本の橋梁が計画されているが、これらの橋梁のルート、構造、橋脚数、クリアランスなどにかかわる代替案を検討し、その結果をDFRに記載すること。」

○谷本委員 「記述」にしてください、統一しましょう、「DFRに記述すること。」にしましょう。

○作本委員 「橋梁」というのが2回繰り返しになっていますね。

○谷本委員 「これらのルート」にしましょうか、「橋梁」を取って。そうですね、そうしましょう。

○柳主査 よろしいですね。

20番ですね、「低湿地（軟弱地盤）部における盛土では、地盤沈下の可能性が否定できないことから」、「6」というのは要らないですね、「地盤沈下の工事中の評価を今後の現地調査に基づき再検討すること。」——「今後の」というのは要らないんじゃないですか、「現地調査の結果に基づき再検討すること。」でよろしいんじゃないですか。

○谷本委員 はい、結構です。

○柳主査 次は24番ですね、「大量の盛り土」、「り」は要らないんじゃないですか。

○作本委員 「予定」と「予想」があるから、「予定される」というのを削除していただいていいですか。

○柳主査 「大量の盛り土」の「り」を取って。

○作本委員 ひらがなの「り」ですね。

「記述」にしますか、「記載」じゃなくて、統一しましょうか。

○谷本委員 「記述」にしていますね、最近は。

○柳主査 「調査を行い、」ですね、「その内容についてDFRに記述すること。」ですね。

次に25番は、「非自発的住民移転にかかわる影響項目の供用時の評価について、生計回復策がうまくいかないケースも考慮してA-とし、それに基づいた調査結果をDFRに記述し、RAPIに反映すること。」

○松本委員 何か、漢字でこだわる人がいますけれども、私は「関」の字の「関わる」で、谷本委員は「係」の「係わる」なんですけれども。どっちでもいいですけれども。

○谷本委員 どっちがいいですか。

○松本委員 「かかわる」だとこの「関」で、「かかる」と読むと「係」のような気が

するんですけれども。

○谷本委員 このままやりましょう、いいと思います。

○柳主査 28番ですね、「橋梁や高架橋付近の」……

○谷本委員 「漁業を含む」、そこにやっぱり具体的に「漁業」を入れてください。「漁業活動を含む」かな。

○松本委員 そうなると、「漁業、水運」。

○谷本委員 入れますか、じゃ、「水運」。

○松本委員 そうですね、漁業と、水運がさっきありましたね。あと農業、水運が実は今回含まれているので、「水運、農業を含む」。

ここは「記載」になっている、「記述」になるんですね。

「漁業」の「活動」は要らない。

○作本委員 漁業と水運以外に何かありますか、農業は外しちゃうということでもいいですね。

○松本委員 いや、「漁業、農業、水運」。

○作本委員 とするかどうか。

○谷本委員 「活動」を取りましょう、経済活動になるんですからね。

○柳主査 よろしいですか。

○作本委員 農漁業、「農業」のほうが普通は先ですか。

○松本委員 ここは、でも漁業のほうが重要じゃないですか。

○谷本委員 この部分はね。

○作本委員 わかりました。

○柳主査 30番、「伝統的な灌漑システムであるコルマタージュの有無を確認し、存在する場合は適切な影響評価を行うこと。」ということですね、よろしいですか。

33番ですね、「いわゆる文化財以外の墓地や宗教施設等への配慮をDFRに記述すること。」

○作本委員 「いわゆる」はくどいですかね。

○松本委員 「文化財以外の」もなくてどうですか、「墓地や宗教施設」では、やっぱり駄目なんですか。

○作本委員 どうしたらいいですか、これは。

○渡辺（JICA） ベトナムの例を確認したところ、「文化遺産、宗教施設」という項目の中で見ているんです。つまり、文化遺産ではないという整理です。

○作本委員 文化遺産ではない。ガイドラインは「文化遺産」という言葉でしたっけ。

○松本委員 そうです。

○作本委員 じゃ、「文化遺産以外の」にすればいいかもしれない。そうすれば、ガイドラインで言っているところの文化遺産……

○渡辺（JICA） 作本委員がどこまで「以外の」にこだわられるかによります。

- 作本委員 「文化遺産」という言葉を使っていますよね。
- 谷本委員 「文化遺産に関連して」かな。
- 作本委員 「文化遺産」という言葉を使っている。
- 谷本委員 というふうにしてはどうですか、「関連して墓地や宗教」……
- 作本委員 こっちに入れちゃいますか。
- 谷本委員 「関連して」ということにして、「墓地や宗教施設等への」、これでいいですよ、「墓地を含む宗教施設」と。
- 柳主査 それだと、「いわゆる」は要らないね。
- 作本委員 もう要らないですね、そっちに含めればよかったですね、ありがとうございます。
- 松本委員 社会関係資本といえば社会関係資本。
- 柳主査 36番。離農に伴って必ず季節労働を女性がやるというわけでもないの、「離農に伴って生じ得る」ぐらいですかね。
- 作本委員 「関与」というのが2回出てきますね。
- 柳主査 「関与」がね。「生じ得る女性の工事関係就業者が考えられるため」ぐらいですかね、「生じ得る」の次に。
- 作本委員 「女性の就業者」だけでいいかな。「工事関係」がもう出ている。そっちを取って。
- 柳主査 「女性就業者」でいいよね、「女性の……評価を見直すこと。」
- 作本委員 「見直す」というか、何か「変更すること」というのか、はっきり言ったほうがいい。「見直し変更すること」とか、「変えること」と直接的に言うておいたほうが。
- 柳主査 「と評価を変更すること。」というふうに。
- 作本委員 「変更」でいいですか、こういう場合は。「変えること」とかと言ったほうが。
- 柳主査 今までは「B-とすること」。
- 谷本委員 「見直すこと」でいいです。
- 柳主査 「見直す」でいいですね。
- 作本委員 「見直す」でいいんですか、見直す表現で、すみませんでした。
- 谷本委員 真ん中の「ジェンダーに対する配慮が必要である」というのを取ってはどうか、「考えられるため、ジェンダーに対する配慮として」という、「対する配慮として」か、「配慮の観点から」かな、「観点からB±と評価」……
- 柳主査 「配慮と」の後に、「配慮の観点からB±と評価を見直すこと。」ですね。
- 谷本委員 「から評価を見直す」としたほうが、流れとしてわかると思います。
- 作本委員 「から」が2回出てくるかな、「大きいことから」と「観点から」と、どっちかを。

- 松本委員 これは影響項目がジェンダーでしたっけ。
- 谷本委員 そうですね。
- 作本委員 ジェンダーに焦点が当たっているのか、女性労働のあそこを、どっちをとるかですね、先生が今言ったように。
- 谷本委員 でもやっぱり配慮なんでしょう、ジェンダー配慮なんでしょう。
- 作本委員 ジェンダー配慮の一部という考え。
- 谷本委員 うん。
- 柳主査 よろしいですか、文章的に。
- 谷本委員 また主査のほうで再精査していただいて。
- 柳主査 はい。

38、「橋梁や高架橋の建設に伴う水生生物への影響を評価し、結果をDFRに記述すること。」ですね。これを自然環境に移すんですね。

- 谷本委員 「負の影響」を入れませんか、2行目の頭のところ、そこに「負」を入れてください、「負の影響」。
- 松本委員 RAPの世界では、「影響」というのは悪い影響で、プラスの影響は「効果」と呼ぶらしいですけれども、まあいいですけれども。「負というのは誰にとってか」とか、また何か言われてしまうと、何か。
- 柳主査 そうすると、「影響」だけでいいということですね。
- 作本委員 「影響」だけで、もう「負」がある意味なんですか。
- 谷本委員 なるほど。
- 松本委員 学会でけちをつけられたことがあるので。
- 柳主査 よろしいですか。じゃ、39。
- 松本委員 「表」何とかというのは要らない。言葉を統一すると、「影響を評価した上で」ですね。
- 柳主査 「影響を評価した上で」。「なるべくそうした問題が生じないように配慮し」は要らないんじゃないですか。「おそれがあるので、回避できない場合は影響を評価した上で対策をDFRに記述すること。」
- 谷本委員 「適切な」というのも要りですか、常に適切にやってくださいと。
- 松本委員 回避してくれというのは、要するに線形をまだいじれるんで、問題が生じないように配慮するということはあるんだと思うんですけれども。まずは線形のときにそれを考えてほしいという。
- 柳主査 「おそれがあるので、問題が生じないように配慮し、なるべくそうした」というのは、「なるべく」というのは要らないんじゃないかと思ったんで。
- 松本委員 「なるべく」をなくすというのはいいですよ。
- 柳主査 「可能な限り」ですか。
- 松本委員 「そうした問題が生じないように配慮し」は意味があるんです。

○柳主査 よろしいですか。

40番は確認するというのでいいですね。

50番ですね、「高規格の幹線道路の料金設定に当たっては、一般の支払い能力等に配慮することをDFRに記述すること。」ですね。

○作本委員 「当たって」の「当」をひらがなに、とりあえずしてください。

○柳主査 「記載」を「記述」に変える。

○谷本委員 「配慮することを」……

○作本委員 「配慮」というのはおかしい……提案じゃなくて、意見を聞いてくれればいだけなんですけれども。

○谷本委員 やっぱり、一般の支払い能力を調査するんでしょう。あるいは検討するか、シミュレーションするか。

○作本委員 そっちは、もっと主体的にやんなきゃいけないですか。

○谷本委員 ですから、この問題は、需要予測にも当然絡んできますよね。ですから、需要予測のところと合体するかパラで、全体事項のところに持って行って。当然ながら、この部分は財務分析ですよ、ある面と言うと。

○作本委員 そうですね、どちらかと言うと財務分析ですよ。

○柳主査 それは6番と一緒にしますか。

○谷本委員 6番が需要予測ですよ。

○柳主査 需要予測するわけですよ。

○作本委員 需要予測。これと背中合わせの課題かもしれないですね。

○谷本委員 だから需要予測の、このところに合体するか、あるいは独立して次のところで、ある面でいうと財務分析ですよ、経済分析じゃなくて財務分析として、要するに想定される料金体系……

○作本委員 とりあえず需要予測の、経済とはまたちょっと違うんですかね。じゃ、一緒にしないほうがいい。

○谷本委員 経済のほうは国の話になりますから、これは本事業の財務の話として料金がどうあるべきかを検討して、その結果をDFRに記載すること、そういう形じゃないですか。

○作本委員 そういう形で、むしろ社会のほうの意見を聞くということでもないですけども、自分で調査する一方的な行為で。

○谷本委員 だから、全体事項の中だと思っんです。そちらのほうに回したほうがいいかもわかんないね。

○作本委員 そうですか、はい。

○柳主査 じゃ、今の50番のところを全体事項のほうに移して。

○作本委員 「支払い能力」というよりも……

○谷本委員 「能力を加味した検討を行い」かな、「等」を。

- 作本委員 「検討を行い」……
- 谷本委員 「行い、その結果をDFRに記載すること。」とすれば、ああ、これは財務分析の一部分を言っているんだなということではわかつています。
- 作本委員 わかりました。
- 松本委員 これは、環境社会配慮上は、つまりあまりに高過ぎたら1号線の混雑が解消されないだろうし、あまりに安過ぎたら、今度は高速道路が混むだろうとかいう話というふうに考えるんですか？ さっき渡辺さんも環境社会配慮でというふうに言っていて、どう完結するかなとさっきから考えていたんですけれども、やっぱりある程度環境社会配慮からいくとそういうことになるんですね、やっぱり1号線の利用者を必要に応じてそっちに持ってきたり。あまりみんなが使い勝手がよかったら、何かどうかなど。その「配慮」という言葉をさっきお使いになっていたの。料金設定というのがあったな。
- 作本委員 安ければいいというわけじゃないんですね。
- 松本委員 かなという気がしますけれども。
- 柳主査 安いとどんどん交通量が増えますからね、集中します。
- 作本委員 じゃ、こちらのほうで、むしろ財務に話を近づけたほうがいいですね。
- 谷本委員 頭のところは、「本事業の」にしましょう。「高規格の幹線道路」ですと、ものすごく幅広くというか、カンボジア全体の範囲になりますから。
- 作本委員 そうですね、わかりました。
- 谷本委員 「本事業の料金設定にあたっては」ということで。
- 作本委員 じゃ、「本事業」の次は「料金設定」に真っすぐつなげていただいて。
- 松本委員 「本事業」だと橋が入っちゃうんです。
- 作本委員 それ以外の部分。
- 松本委員 橋は高規格道路じゃないんで。
- 宮崎 若干関連してなんですけれども、必ずしも財務分析と1対1の関係にはならないかなと思ってまして、「財務分析」という言い方をしますと、例えば現在価値がプラスになるような料金設定は果たしてどこかという話になると思うんです。
- それで全てが決まるかということ必ずしもそうではなくて、カンボジアの一般市民の皆さんとか、トラックの業界等々にとってアフォーダビリティがある価格はどこかと言う点を考える必要があり財務分析に基づくところもありつつも、一方でアフォーダビリティも鑑みてというところなので、その「配慮する」というところは一定程度近いかなと思って最初はお話を聞いていたんですけれども。
- 作本委員 最初は私もそのように、お金を負担できるかどうか、高過ぎないかだけしか考えていなかったんですけれども、だんだん……
- 谷本委員 「能力等に配慮した検討を行い」ですか、そういう面では。
- 作本委員 「配慮した」。

- 谷本委員 「配慮した検討を行い」ですか、「配慮し」ですか。
- 作本委員 「配慮し」……これを一部にしちゃうんですね。
- 谷本委員 配慮して、何を書いてもらうんですか。
- 柳主査 検討結果を書いてもらえばいいと。
- 谷本委員 これならば検討結果を書いていただくことになるでしょうけれども、「配慮し」で切っちゃったら、書いてもらうことがわかんないですよ。これだと、ある面で言うと、くどいですがけれども財務分析のある部分、特に料金設定ですね、その部分を、willingness to payの観点から特に見てくださいますよと。
- 作本委員 特定できているわけですね。
- 谷本委員 はい。
- 作本委員 あまり一般的な、この財務の議論に広げないほうが、むしろ社会配慮というところで伝わりやすいということですよ。
- 谷本委員 ですから、社会配慮であれば……
- 作本委員 この言葉が必要ですよ。
- 谷本委員 いや、社会配慮であれば、社会配慮として考えるべき料金設定なのか、あるいは支払い能力なのか、その辺ですね、社会配慮として検討していただくべき項目というのは特に何なのかということ。それは支払い能力なんですか、あるいは設定される料金ですか。それによって社会配慮がどのように変わるんですか、配慮すべき社会の影響項目がどう変わるのか、何かそのあたりを社会配慮であれば整理していかないと、この部分だけでは……
- 作本委員 これは、条件は料金設定になるんでしょうか、支払い能力のほうの、どっちに重点を置くかですよ。問題というか、重要なのはどっちなのでしょう、財務分析のやり方んでしょうか、あるいは社会配慮の、どっちかなんです。
- 谷本委員 ですから質問自体が、料金は徴収されますか、答えは「イエス」ですと。じゃ、どのような料金設定になりますか、その料金設定をするための留意事項はどういうことでしょうか。
- 作本委員 これは、配慮した検討となると、もう支払い能力で安くしてあげなさいとか、そういうもう色がついちゃっているわけですね、「配慮」という言葉自体。じゃ、「能力等を含めた検討」ぐらいのところが中立的で。「配慮」というのは、何かプラスアルファがありますよね。
- 谷本委員 ですから、これは社会配慮じゃないですよ。
- 作本委員 じゃないですね、こうきちゃうともうね。
- 谷本委員 このままでいけば財務の話ですね。
- 作本委員 財務の、採算がとれますかということになりますね。
- 谷本委員 だから、社会配慮として残すのであれば別の表現が必要ですね。
- 柳主査 料金設定自体も事務局というか、調査団がやるんですか。

○宮崎 調査の中で検討します。

○柳主査 料金設定を幾らにしたらこうなるというやつをやるんですね。

○宮崎 もちろんそうです。ここでのご指摘の懸念としては、料金設定によって、この事業をやって、その社会的負のインパクトが、国道1号線沿いかわかんないですけども、そちら側に例えば負荷がかかるようなこと自体がないように配慮した上で料金設定も考えてくださいねという理解でよろしいのでしょうか。

○作本委員 それほど深く考えていないんですけども。いわゆる、あまり料金を取り過ぎて、安過ぎてよくないだろうなという、そのちょうど間にいるくらいしか私も考えていないんですが、1号線の周辺的生活状況までは考えていないんですが。

○宮崎 その社会環境影響という観点で言うと、その料金というトリガーでどちらかの地域の社会環境に負荷が非常にかかることがないように料金設定を、当然ながらアフオーダビリティというのを考えなきゃいけないですけども、検討してくださいというような意味なんでしょうか。

○作本委員 ええ、そういう意味です。安けりゃいいとか、高けりゃいいとか、そういう一方的なことを言うつもりは全くないんです。

○宮崎 どこかにひずみが生かれないようにということですね。

○作本委員 むしろ使ってもらったほうがいいですもんね。ただ、安過ぎるとよくないというさっきの話もありますから。

ただ、これはやっぱり、そうすると社会配慮だけではないんですかね。問題自体、自分で認識できていないのかもしれない。

○柳主査 「環境社会に影響を与えないように」とか入れるんですか、そうすると明確になりますよね。「料金設定にあたっては環境社会に影響を与えないように、一般の支払い能力等を含めた検討を行い、その結果をDFRに記述すること。」ということでしょうか。それで全体事項になります。

○作本委員 文章をまた後で検討します。「影響を与えないように」というと、支払い能力が横並びになっているのか、重なっているのか、そこがわかんなくて。「環境社会に影響を与えない」、これは網羅的な表現ですよ、それに対してその行為……

○谷本委員 ものすごく広いですよ。

○作本委員 何でもかんでも、下の一般支払いというのが本当に特定して、「どっちを向いているんだ」としか見えない表現になっているんで。

○柳主査 でも、基本的に料金があまり安過ぎるとこちらの高規格道路の負荷が高まってくるので、それはちょっと問題ですよ。そうならないような配慮を行うということですよ。

○櫻井氏 僭越ですが、そういう意味では、「1号線の負荷や一般の支払い能力を考慮した検討を行い」ということではいかがでしょうか、そのような言い方では。というのは、「環境社会に影響」というと、ちょっといろいろ出てきちゃう。

現実はどういうことを調査団として今考えているかということをご説明いたしますと、通常、「これだけ払ってもいいですよ」というのは、一つの値にならないで、簡単に言うと正規分布的になってきます、確率的になってきますので、そういう中で最大収入を得る料金レベルはどのくらいか、それでやった場合、今度は1号線に過度の混雑が残らないか、逆に、混雑を軽減するためにぎりぎり下げた場合に、今度は採算が成り立つかというような、少なくとも3通りぐらいの検討は必ずすることになりまして、したがって、この辺の料金水準を設定すればいいのではないのでしょうかという決定になります。

○作本委員 「1号線の負荷」という言葉が、表現だけなんですけれども、何かもうちょっと砕いた表現で、「1号線の負荷」というと物理的な負荷なのか、財政的な負荷なのか、何か補うような言葉はないでしょうか。

○櫻井氏 「1号線の交通の負荷」ですね、そういう意味では「交通の負荷」ですね。

○作本委員 「交通の負荷」。

○櫻井氏 内容としては、こういうことをやることになると思います。

○作本委員 「交通負荷」という言葉はありますか、よく使うあれで、「交通負荷」という言葉はあまりない、「交通の負荷」。

○松本委員 具体的に言うと、渋滞緩和ですよ、「国道1号線の渋滞緩和や一般の支払い能力」ですよ。

○櫻井氏 それでもいいですね、もっと易しく言えばそういうことです。

○作本委員 そのほうがわかりやすいですかね。

○松本委員 そんなに渋滞するんですか。もともとの、そもそも論になるんですけども、何か「・・・」なんですけれども。

○作本委員 「渋滞緩和や一般の支払い能力等を含めた検討」、そのほうが具体的でわかりやすいよね、渋滞緩和。

○柳主査 よろしいですか、この記述で。

○作本委員 ええ、このあたりで。ありがとうございます。

○柳主査 「コミュニティー林の現状を調査し、その結果をDFRに記述すること。」ですね。

○作本委員 一応どういう立場から調査して、これは何かありますか。

○谷本委員 これも頭言葉は必要ありませんか、一般的な「本事業に」、「本事業の」。

○作本委員 「かかわるコミュニティー林の」、「影響を受ける」とかということですか。

○谷本委員 「本事業によって影響を受ける」かな、そうすれば、「ああ、ルート沿いなのだな」という。そうですね、これを入れたほうがいいでしょうね。

○柳主査 「居住場所を失う非正規住民への代替地供与の条件は、当該住民の状況を踏まえ残地の面積にかかわらず柔軟に対応すること。」

○作本委員 読んだ人はわからない、難しくて。

- 松本委員 「条件」はなくてもいい、「代替地供与は」でもいいかもしれません。
- 谷本委員 これは、やっぱり先方に申し入れるんでしょう、「柔軟に対応するよう実施機関に申し入れる」、どうなんでしょう。
- 松本委員 いや、これは右側が、意外にもJICAが主語でいろいろ書かれているんで。
- 谷本委員 JICAがやるべきことじゃないですよ、これは。
- 松本委員 今回RAPはどうするんですしたっけ。
- 山下氏 RAPはカンボジア政府側の正式文書ということになります。
- 大森 協力準備調査を通じて作成を支援するという形になります。
- 渡辺（JICA） RAPにどこまで書けるのかという点は大丈夫でしょうか。ルールとして「柔軟にやること」というふうにRAPに書けるのかどうかは疑問です。
- 松本委員 「柔軟に対応するようカンボジア政府に働きかけること。」と。
- 谷本委員 むしろそちらでしょうね、それならば。
- 松本委員 「働きかける」ですね、一般的にはこういう場合。
- 谷本委員 その結果としてRAPにきちんと反映してくださいということでしょう。
- 作本委員 もしこれ、例えば30m²未満の人は代替地をくれるんだけど、30m²以上でも立ち退く機会を補償しなさい、土地をあげることを考えなさいという、そこをそっくり国が買い上げてあげるんですか、ぽこっと30。道路脇に大きい土地があいちゃいますよね、あいた土地がぽこっと残っちゃうわけですよね。「私のはやっぱり広いけれども移住、移りたい」と希望を出す。その土地は、そうすると国が買い上げる……
- 渡辺（JICA） それは非正規なので。
- 松本委員 もともと。
- 渡辺（JICA） もともと政府の土地だった。
- 松本委員 買い上げるわけでもなんでもない。
- 作本委員 買い上げるわけではない。
- 松本委員 別の土地を提供するだけですから、そこは別に。
- 作本委員 土地をよくあげると。
- 渡辺（JICA） 先ほどの山下さんの説明ですと、不法な状態を不法のままにしておくこともあるというものをRAPに書けと言われてしまうと、政府としては書けないという反応があるのではないかと考えます。現在の計画自体がJICAとしてガイドライン上駄目と言えるかということ言えないけれども、そこは配慮してくださいねというのが、松本委員のご趣旨と理解してます。
- 作本委員 「柔軟に」という言葉のあたりを……
- 山下氏 むしろ、RAPで書く内容というよりは、工事もそうなんですけれども、現場合わせでやっている運用上のところの、裏マニュアル的なところがあるので、エンタイトルメント・マトリクスにどう書くかというところは、その数字を入れるかどうかという問題はあるんですけれども、少なくとも申し入れ、働きかけということであれば十分

できますし、運用上も、そこはがちがちには現時点ではしていないので、実態としてのリスクは非常に低いかと、私の思いですがあります。

もう一つは、今回ほぼ新規のルートということになってきますので、先ほど私が申し上げたような、お目こぼし的にライトオブウェーの中に位置づけるというケースは、実はほとんどないんじゃないかと思ってまして、一部その二桁国道と交差する部分とかは、ぽつんぽつん出てきますけれども、基本的には民地の用地取得という形になりますので、大勢には影響は、実はないかなというふうには考えております。

○作本委員 働きかけるといって、こっちは「いいよ」と言って推し進めることになりますよね、「こうしなきゃ」と。そこまで強い言葉になっちゃって大丈夫ですか、これは。

だって、国家主権のあるところに働きかけると、「言いました」じゃ済まないことですよ。

○渡辺（JICA） 柔軟にやってくださいというふうに。

○作本委員 何度も言わなきゃいけなくなりますよね、「こうしたら、ああしたら」と。

○渡辺（JICA） このタイミングでの助言ですので、調査期間においてということとします。ドラフトファイナルレポートでまたコメントが出た場合は、それは環境レビューにおいてとか、事業実施機関を通じてとかいうのはあると思います。

○作本委員 前提をつけたほうがいいかも。

○渡辺（JICA） この段階の趣旨は、通常とるのは調査期間においてということだと思えます。

○松本委員 要するに、交渉次第というところを残しておくことが重要で、個別の事情によって、「こういう事情なんだから」と仮に住民が言ってきたときに、「いや、もうあなたは30以上あるから駄目よ」とか、「30以下だからこうよ」というんじゃないくて、柔軟に対応しましょうということですので。こういうのがあるかないかによっては、住民側から何かが出てきたときには対応しやすくはなる。

○柳主査 ということでよろしいですね、このままで。

次に56ですね。「影響の規模が家屋数からしか算出されていないので、農業など生産活動を含めた影響を評価し、その結果と対応策をDFRに記述するとともにRAPに反映すること。」

○松本委員 これも正確に言えば、「RAPに反映するようカンボジア政府に働きかけること。」になるんですけども、いつものパターンで。それでも構わないですけども、今回は意外に回答が、JICAができるというような書き方だったので、私もそれに合わせたんですけども。じゃ、ここもそうしますか、誰からも懸念は出されていませんが。

このままでよければ、私は全然これで構わないんです。普通これはJICA側が、「いや、私たちはRAPは書けませんので」と言うんですけども、これでよければこれで。

○渡辺（JICA） 通常通りにしておいたほうがいいと思います。原案では調査団の方

がそこまで責任をとるということになり、カンボジア政府が実施すべき内容の結果責任を問われることになりますので。

○柳主査 よろしいですか。

「実施機関から、女性を含む……」

○作本委員 この文章はまだ整理ができていない、「実施機関から、誰々に対して、何々を呼びかけるよう申し入れる」となると、「住民に……対して」というところを、「から」の、1行目のそっちへ動かしたほうが。「誰々から誰に対して何々を呼びかけるよう申し入れる」、そういう構造でしょう、この文章は。

○柳主査 ちょっと文章があれですね。

○松本委員 これは、申し入れを言う宛先がないんですか。それとも、それが地方政府なんですか。だったら、これは実施機関から地方政府に対して。

○作本委員 申し入れを行う。

○松本委員 ということは、ここからの助言として言うには、「そのようにすることを、さらにカンボジア政府に言う」とか、そういう二重の構造になっちゃうんじゃないですか。

○柳主査 これは、「実施機関から」というのを取っちゃって、「女性を含む幅広いステークホルダーの参加促進を呼びかけるため、SHMの開催に当たって住民に通知すること。」とかいうことなんでしょうか。

○松本委員 実際、この回答も同じように書いてあるんですけども。

○柳主査 その回答を使っているからね。

○松本委員 誰に……地方政府に申し入れるのはJICAですよ。

○宮崎 いえ、MPWTに申し入れる。MPWTに申し入れて、MPWTから地方政府に言ってもらおう。

○松本委員 「地方行政政府に対して申し入れを行います。」と、何か「JICAが」のように読めますけれども、そうではないのね。

○宮崎 冒頭が「実施機関から」ですので、そこから地方行政政府に対して申し入れを行います。

○松本委員 それをJICAは言えないですよ。

○宮崎 それはMPWTに言うということで、そういう二重構造という。

○松本委員 何となく、この「申し入れを行います。」の主語がJICAじゃないとおかしいなと思ったのに、JICAではないんですね。

○宮崎 そうですね、ちょっと日本語が分かりにくいですね、「申し入れを行うように働きかける」とかですね。

○柳主査 これは、「住民に通知するよう働きかけること」ぐらいですかね。

○宮崎 そうですね、「実施機関に働きかけます」という。

○柳主査 「実施機関に働きかけること。」

○櫻井氏 どうでしょう、順序としては、本当のことを言ったら、「ステークホルダーミーティングの開催」、右のほうで言うと、「開催を住民に通知する地方政府に対して、女性を含む幅広いステークホルダーの参加促進を呼びかけるよう実施機関から申し入れること」を、実施機関に申し入れますという、そういう形になるんじゃないかと思うんです、議論の順序としてはですね。

言いたいのは、地方政府を最初に入れたほうがいいのかないかなというふうに思ったんです。

○山下氏 流れとしては公共事業省、事業主が地方の行政府に、「ステークホルダー協議を実施してください」という指示を出すというのがカンボジアの流れなので、その際に、ただ「実施してください」ではなくて、「より多くの女性を呼んでください」ということを言ってもらうということになりますので、わかりやすくするのであれば、「事業実施機関がステークホルダーミーティングの開催通知を発する際に、女性を含む幅広いステークホルダーの参加が得られるようにすることを申し入れます」と、地方行政府がなくなっちゃうんですけれども、そこから先はもう既存の枠組みで実現するという暗黙の了解でわかりやすくするか、あるいは「地方行政府」を入れると、多分先ほどの二重の入れ子構造は避けられないかなという感じがするんですけれども。

○柳主査 「SHMの開催に当たって」、それが頭にくるわけなんですよ、「女性を含む幅広いステークホルダーの」……これは、住民に通知するよというのは要らないということですね。

○櫻井氏 はい。

○柳主査 「……実施機関に働きかける」、そうですね、実施機関に働きかければ、当然地方行政府に通知を出すということで、そのときに幅広い通知が出せる可能性があるということですね。じゃ、こういうふうに変えるということではよろしいですか。

○作本委員 実施機関はJICAじゃないですね、さっき質問で、P何とかと入れておいたほうがいいですか。入れるとかえって特定し過ぎになるんでしょうか。

○谷本委員 いや、それはいいでしょう。

○柳主査 入れていてもいいですよ、括弧書きの。

○作本委員 入れちゃったほうがいい。

○谷本委員 左側のMPWTを「実施機関」の横に括弧づけで入れておいたほうがいいですね。

○作本委員 「実施機関」の後に括弧をそのままコピーして。

○柳主査 じゃ、「実施機関」の後に「MPWT」を括弧書きで入れる。

それでは、60番は、「協議の対象者の「関心がある現地ステークホルダー」としてNGO Forum on Cambodiaなど土地問題に関心を持つNGOにも開催を知らせて参加を促すこと。」何か、合体してもいいような気もしますよね、さっきの59と60は。

○松本委員 私は結構明確なんです。ちゃんとNGO Forum on Cambodiaに声をかけてねと言いたいだけで。

逆に言うと、JICAの回答が「承知しました」なんで、そうか、参加を促すことをJICAに言っていないだと思って。上はちゃんと「MPWTに働きかけること」と書いてあるんです。こちらは、「参加を促してください」と言ったら、「承知しました」と書かれたんで、まあ、ならそれでもいいかなと。今回は、非常に大盤振る舞いなご回答だったので、それならそれでもいいかなと思っているんです。

○谷本委員 同じようにするんじゃないですか、それはもう。

○作本委員 このNGOだけを特定しちゃっていいの、あるいは「等」とかと。

○松本委員 一応、「など」と入れています。

○谷本委員 やっぱり「促すよう実施機関に働きかけること」としないと平仄が合わないでしょう。

○柳主査 よろしいですね。じゃ、あとはもうないということですね。

じゃ、一応以上で検討状況を終わりましたので、この内容を一度メンバーに送っていただくとともに、私のほうで村山委員に確認をしますので、それはできるだけ早くやりますので、その結果を反映させていただいて送っていただければと思います。

○渡辺（JICA） 月曜日の午前中には送付します。

○柳主査 そうですか、じゃ、それまでにということですね、残すか残さないかの、村山委員に。

○渡辺（JICA） 村山先生にですか。そうであれば、この段階で一度送付さしあげて、形式を整えたものは追って月曜日に。村山先生にはこの週末にご検討いただくという形にしましょう。

○柳主査 そうですね。

○渡辺（JICA） その際に、松本先生の宿題の点については月曜日に、こういう整理をしていますという回答を差し上げます。

○松本委員 整理をしていただけるんですか？

○渡辺（JICA） 「こういう整理をしています」という回答かもしれないですけども。本日中に柳先生に送付さしあげて、体裁等を整えたものは月曜日の午前中を目途に送付さしあげます。大変恐縮ですが、来週木曜日いっぱいを目途に助言案の確定をお願いしたいと思います。

それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後5時14分閉会